

CLAIR REPORT No.571

米国における公民連携による公園の管理について
—ブライアント・パーク等の活用方法に学ぶ—

Clair Report No.571 (March 12, 2026)
(一財)自治体国際化協会 ニューヨーク事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に関わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等を賜れば幸いに存じます。

「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた
場合を除く、本誌からの無断複製・転載等は御遠慮ください。

問い合わせ先

〒103-0083 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

はじめに

当事務所が所在するニューヨークは、人・モノ・富を求めて、世界中から人が集まる、金融・ビジネスの中心、眠らない街である。なぜ人は、ニューヨークに惹かれるのか。フランクシナトラが歌った「ニューヨーク・ニューヨーク」の一節には、「ナンバーワンにトップに昇りつめて街の王者になるのさ。ナンバーワンに」とある。文字どおり、世界の都市として、人々の食欲なまでの欲求と飽くなき探求心、ひたすらに上昇を目指す、勇者たちがしのぎを削り、その欲望の渦にまみれ、我先を争う街、それこそがニューヨークであるといっても過言ではなかろう。だからこそ、「そこで成功できれば、俺はどこだってうまくやれる、全てはお前次第さ」とシナトラは、鼻高々に歌うのである。しかし、ひとたび、街に繰り出すと、そうした富と欲にまみれた一面だけでない、ニューヨークの別の顔に出くわす。摩天楼の間に広がる緑の一带、そこで思い思いに過ごす素のニューヨーカーの姿は、まさに強欲とは程遠く、ここがニューヨークであることを時に忘れさせてくれる。季節を問わず賑わいを生み出す公園、家族そろって芝生に寝そべって映画を鑑賞する贅沢。そこで過ごす生身の人間に触れた調査員は、驚きとともに、そのからくりを少しでも解明したいと思ったに違いない。なぜ、ニューヨークやアメリカの公園は、人々に癒しと新たな価値を生み出しているのか、本レポートを通じて、読者の皆様の理解の一助となれば幸いである。

一般財団法人自治体国際化協会 ニューヨーク事務所長

目次

はじめに	3
概要	6
第1章 日本と米国における公園制度の比較とニューヨーク市の位置づけ	7
第1節 日本における公園の定義	7
第2節 日本の公園における制度的特徴と制約	10
第3節 米国における公園制度と運営の基本的な考え方	11
第2章 ニューヨーク市における公園システムと公民連携型運営	22
第1節 ニューヨーク市における公園の概要	22
第2節 ニューヨーク市における公園整備・運営の法的基盤	26
第3節 ニューヨーク市公園局の役割と権限	28
1 ニューヨーク市の公園の管理	28
2 組織体制（日本との比較）	33
第4節 公民連携による管理体制	34
第5節 多様な公園の活用方法とその意義	37
第3章 事例分析：ブライアント・パークの取組	49
第1節 ブライアント・パークの概要と特徴	49
第2節 再生の歴史：荒廃から賑わいの場へ	51
第3節 管理団体（Bryant Park Corporation）の組織と運営手法	53
第4節 多彩な活動プログラム	55
1 野外映画上映イベント	55
2 Winter Village	57
第4章 地域・民間との連携メカニズム	59
第1節 ボランティアの役割と育成	59
1 体験談・参加者の声を通じた実感的紹介	60
2 運営の声	63
3 活動後のフォローアップと継続的参加の仕組み	63
第2節 企業からの寄付・スポンサーシップの仕組み	65
第3節 地域住民・民間企業の自発的関与を促す工夫	66
第5章 ニューヨークの事例から得られる示唆と応用の可能性	68
第1節 日本の自治体における公園・空地活用の課題	68
第2節 日本における官民連携の仕組み	69
1 Park-PFIについて	69
2 Park-PFIの全国展開状況	70
3 小規模自治体での活用事例	71
第3節 「公園×文化イベント」の可能性と制度的課題	72
第4節 ニューヨークの事例から見える構造的示唆	74
第5節 まとめ	75
付録 ニューヨーク市以外にみる米国の都市公園事例	77
事例① シカゴ（ミレニアム・パーク）	77

事例②	ミネアポリス（ミネアハハ・リージョナル・パーク）	80
事例③	フィラデルフィア（リッテンハウス・スクエア）	82
事例④	ワシントン D.C.（ナショナル・モール）	84

概要

世界有数の大都市として知られるニューヨーク市は、高層ビルが立ち並ぶコンクリートジャングルのイメージが強い一方で、市内には約 1,700 か所を超える公園やオープンスペースが整備されており、市民の生活に身近な自然や交流の場として重要な役割を果たしている。セントラル・パークやブライアント・パークをはじめ、多くの公園では映画上映や音楽イベント、マーケットなどが年間を通じて実施され、公園は単なる緑地にとどまらず、文化・経済・コミュニティ形成を支える都市インフラとして機能している。

ニューヨーク市の公園運営の特徴は、行政が法的な管理主体として関与しつつ、実際の運営やイベント実施において、非営利法人、企業、ボランティアなど多様な主体が役割分担のもとで関与している点にある。寄付やスポンサーシップを含む民間資金の活用も進んでおり、公民連携の仕組みが公園の持続的運営を支えている。

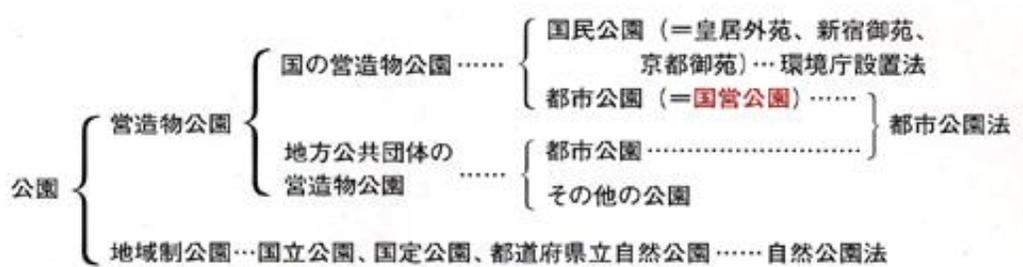
一方、日本では、人口減少や高齢化の進行に伴い、特に地方部において空き家・空地の増加や財政制約といった課題が顕在化している。こうした状況の中で、公園や空地を地域資源として活用するには、行政単独ではなく、住民や民間主体の関与を前提とした体制づくりが求められている。本レポートでは、日本と米国の公園制度を整理した上で、ニューヨーク市の公園運営を事例として取り上げ、その制度的背景と運営構造から、日本の自治体にとっての示唆を検討する。

第1章 日本と米国における公園制度の比較とニューヨーク市の位置づけ

第1節 日本における公園の定義¹

公園は、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供を目的に設置される。日本において、一般に「公園」と呼ばれているものは大きく「営造物公園」と「地域制公園」に分けられる。営造物公園とは、国又は地方公共団体が公園敷地及び公園施設に対し所有権を有し直接に公の目的に供する公園のことで、都市公園などがこれにあたる。一方、地域制公園とは、自然公園法に基づく自然公園に代表される公園で、国又は地方公共団体が土地の権原に関係なく指定し、土地利用の制限や一定の行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全することを主な目的としている。

営造物公園には、国営公園、都市公園があり、国営公園は国が維持管理を行う都市公園として国土交通省が設置するもので、都市公園とは国営公園及び地方公共団体が設置する公園及び緑地のことを指す。これらは都市公園法に基づいて管理されている。また、都市公園や自然公園に分類されないものを国民公園と呼び、環境省が環境省設置法に基づいて管理している。具体的には、皇居外苑や新宿御苑、京都御苑などがこれにあたる。



(図1-1) 公園の分類²

国営公園は、その設置の趣旨から以下2つの種類に分けられる。

(都市公園法第2条第1項第2号)

- ① 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地

¹ 国土交通省関東地方整備局「国営公園とは？都市公園とは？」

[https://www.ktr.mlit.go.jp/city_park/machi/city_park_machi00000005.html]

(最終検索日：2026年1月27日)

² 国土交通省関東地方整備局「国営公園とは？都市公園とは？」

[https://www.ktr.mlit.go.jp/city_park/machi/city_park_machi00000005.html]

(最終検索日：2026年1月27日)

② 国家的な記念事業として、又は日本固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地
 国営公園の例としては、東京都の昭和記念公園や茨城県のひたち海浜公園などが挙げられる。また、国交省関東地方整備局のHPによると、公園の設置目的や大きさ等に基づき都市公園は以下のように分類される。

(表1-1) 都市公園の種類³

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1箇所当たり面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択制に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全米規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置する

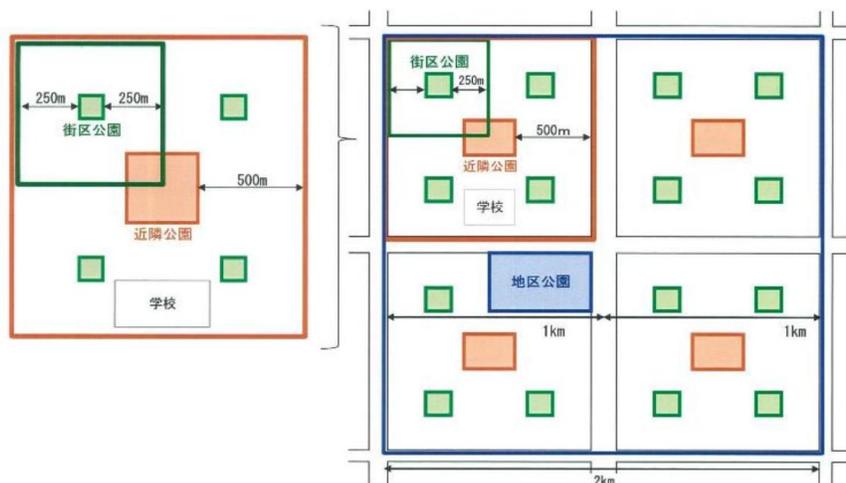
³ 国土交通省関東地方整備局「国営公園とは？都市公園とは？」

[https://www.ktr.mlit.go.jp/city_park/machi/city_park_machi00000005.html]

(最終検索日：2026年1月27日)

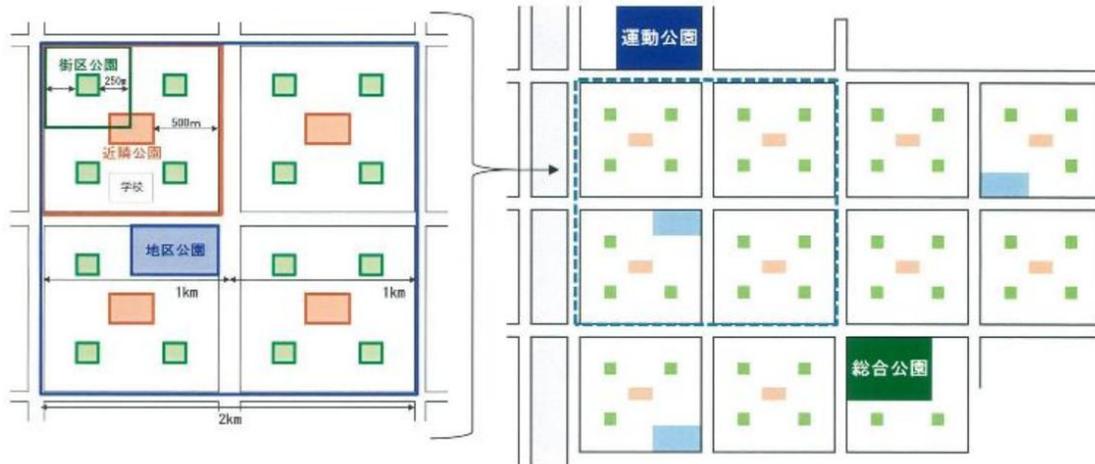
		ものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の郊外防止、緩和若しくはコンビナート地帯の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等においては良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難所の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自動車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

住宅基幹公園及び都市基幹公園のイメージ図を以下に示す⁴。



(図1—2) 住区基幹公園「街区公園、近隣公園、地区公園」配置基準(イメージ図)

⁴ 一般財団法人浜松公園緑地協会「公園とは…公園の種類や分類」[<https://hama-park.or.jp/f-park/park-2/park.html>] (最終検索日: 2026年1月27日)



(図 1—3) 住区基幹公園「総合公園、運動公園」配置基準 (イメージ図)

第 2 節 日本の公園における制度的特徴と制約

以上のように、日本の公園制度は都市公園法を中心とする明確な法体系のもとで構築されている。都市公園は、行政が設置・管理する「営造物公園」として位置づけられ、公共性の確保が制度の根幹となっている。そのため、公園運営に関して制度上以下のような特徴が存在する。

① 公園は行政が「設置・管理主体」であることが原則

都市公園法は、都市公園の設置・管理を国又は地方公共団体の責務と定めており、公園管理は本来的に行政の業務と位置づけられている。このため、「公園管理＝行政主体」という考え方が制度全体の前提となっている。

② 営利目的での利用に関する制限が強い

都市公園の利用は「公衆の休息・レクリエーションを目的とする」ことを前提としており、物販、飲食営業、広告掲出、イベントでの入場料徴収など、収益を伴う行為は原則として禁止され、例外的に管理者が許可する場合にも厳格な基準が設けられている。

③ 収益を得るための制度が限定的

都市公園法において、公園施設の設置・管理および占用に関する規定は存在するものの、寄付やスポンサーシップを主要財源として位置づける包括的制度は設けられていない。また、使用料・占用料についても、公園施設の利用に対する対価としての受益者負担の範囲にとどまり、収益事業としての運用を前提とする体系にはなっていない。そのため、公園を収益装置として活用することは想定されておらず、財源構造の柔軟性が低い。

④ 公園の利活用に関する運用が慎重

都市公園法において、公園は「公衆の利用に供する施設」と位置付けられており、公園施設の設置や占用については管理者の許可を要し、その際には公園の効用や公衆利用への支障の有無が判断基準とされる。また、各自治体の都市公園条例においては、物販販売、広告掲出、音響設備の使用、仮設物の設置、夜間利用等について、管理者の個別の許可が必要あるいは制限されていることが多く、公園の利活用には慎重な判断が求められる。

もっとも、日本の公園制度において、民間の関与が全く認められていないわけではない。代表的なものが「指定管理者制度」である。指定管理者制度は、地方自治法第 244 条の 2 に基づき、公園や公共施設の管理運営を民間事業者・NPO・企業などに委ねる制度である。しかし制度の性質上、自治体が定めた仕様書に従い、清掃、植栽、巡回、安全管理など日常的業務を受託することが中心で、事業者が独自投資を行ったり、収益事業を展開したりすることには制度的な限界がある。契約期間も通常 3～5 年の短期であり、長期的な投資回収モデルはとりにくい⁵。

他にも、2017 年に制度化された Park-PFI は、公園内に収益施設を設置し、その収益を公園整備に還元する仕組みとして、民間の関与をより積極的に認めた制度である。指定管理者制度が主として管理運営受託を中心とするのに対し、Park-PFI は民間事業者による施設設置・投資・長期運営（最長 20 年）を制度的に認めている点で、民間関与の範囲は拡大している。しかし、同制度は公募対象公園に限定され、公園の効用増進を前提とし、設置規模や用途にも法令上の制約がある。導入も主として都市部の大規模公園に集中していることから、都市公園全体の財源構造を公費中心から全面的に転換する制度とまでは言い難い。

このように、日本の公園制度は、行政による安定的な管理を重視する一方で、民間や市民が主体的に関与し、公園を通じて価値創出を行う余地は制度上限定的なものとなっている。では、米国における公園運営はどのような体系をとっているのだろうか。次節で米国における公園制度とその仕組みについて説明する。

第 3 節 米国における公園制度と運営の基本的な考え方

米国では、日本のように「都市公園法」などの全国一律の法律による定義は基本的に存在しない。公園制度は地方分権を前提としており、州や自治体がそれぞれの判断で制度設計を行っている。そのため、公園の定義、管理主体、運営方法は一律ではなく、分散型の制度体系を特徴としている。米国の公園は、所有主体・管理主体によって、連邦政府、州政府、郡政府、市政府、さらには非営利法人など、多様な形態に分かれている。公園の管

⁵ 総務省自治行政局行政経営支援室「指定管理者制度について（2024 年 4 月 26 日公表）」 [https://www.soumu.go.jp/main_content/000949342.pdf]（最終検索日：2026 年 2 月 26 日）

理は必ずしも行政が直接担うとは限らず、条例や契約に基づいて、民間や非営利組織が実質的な運営を担うケースも広く見られる。

(表 1—2) 米国における公園の整理

種類	所有主体	管理主体	根拠法
国立公園 (National Parks)	連邦政府	国立公園局 (National Park Service)	Organic Act (1916)
州立公園 (State Parks)	州政府	州の自然資源局等	州法
郡立公園 (County Parks)	郡政府	郡の公園局	郡条例
市立公園 (Municipal Parks)	市政府	市の公園局等	市条例・契約

この中で、最も制度的枠組みが明確に整備されているのが国立公園である。管理主体はアメリカ合衆国内務省の外局である National Park Service (NPS：国立公園局) で、1916年に制定された National Park Service Organic Act (国立公園局設置法)⁶をもとに管理されている。National Park Service Organic Act (1916) は、国立公園及び国立記念物の管理を連邦として一元的に行うための基盤を定めた法律である。法の中心理念は「景観・自然・歴史的資源の保護」と「国民の享受」の両立であり、NPS は内務省の下で強力な監督権限を持つ。内務長官は規則制定権を有し、公園内の資源管理、商業利用 (concession)、許可・賃貸の付与などを行うことができ、これにより、米国の国立公園では保全を前提としつつ、宿泊施設、売店、ツアー、交通サービスなど幅広い利用が法的に制度化されている。本法は NPS に対して、以下のような包括的な管理・規制権限を与えている。

- 規則・規制の制定権 (利用ルール、保全措置、罰則等の設定)
- 自然資源管理権 (伐採、害獣・外来種対策、植生管理)
- 利用者サービスに関する権限 (宿泊・売店・交通サービス等の設置・許可)
- 特権・許可・賃貸の付与 (Concessions) :
公園内施設を運営する民間企業・団体に対して、最大 30 年の許可を与えることができる
- 事業者の投資・資金調達 の容認 :
公園施設の建設・改修のため、許可事業者が債券発行等を行うことを認める

⁶ U.S. National Park Service 「Organic Act of 1916 - Great Basin National Park」 [<https://www.nps.gov/grba/learn/management/organic-act-of-1916.htm>]

(最終検索日：2026年1月27日)

2025年時点で、NPSが管理する公園ユニット数⁷は433であり、総面積は8,500万エーカー（約34万km²）以上に及ぶ。これはアラスカ州を除く米国本土の総面積の約3分の1に相当し、その規模は世界最大級である⁸。国立公園のうち、National Parksと名の付くものは表1-3の通り63箇所存在する。また、ニューヨーク市内に位置する連邦政府管理の公園・保護地域にはアメリカ合衆国を象徴する国立記念物で世界遺産にも登録されているStatue of Liberty National Monumentや、大都市圏に隣接する自然・海浜・歴史資源を一体的に保全・活用するために連邦政府が設けた都市型国立レクリエーション公園であるGateway National Recreation Areaが挙げられる。

(表1-3) National Parkの一覧

名称	州名
Denali National Park	Alaska
Gates of the Arctic National Park	
Glacier Bay National Park	
Katmai National Park	
Kenai Fjords National Park	
Kobuk Valley National Park	
Lake Clark National Park	
Wrangell-St. Elias National Park	
National Park of American Samoa	American Samoa
Grand Canyon National Park	Arizona
Petrified Forest National Park	
Saguaro National Park	
Hot Springs National Park	Arkansas
Channel Islands National Park	California
Death Valley National Park	
Joshua Tree National Park	
Kings Canyon National Park	
Lassen Volcanic National Park	
Pinnacles National Park	
Redwood National Park	
Sequoia National Park	
Yosemite National Park	Colorado
Black Canyon of the Gunnison National Park	
Great Sand Dunes National Park	
Mesa Verde National Park	
Rocky Mountain National Park	

⁷ NPSの公式分類では「国立公園」だけでなく、自然公園から歴史的地区、軍事遺跡、河川、海岸線に至るまで多様なユニットを“parks”として数える

⁸ U.S. National Park Service 「National Park System」

[<https://www.nps.gov/aboutus/national-park-system.htm>] (最終検索日：2026年1月27日)

Biscayne National Park	Florida
Dry Tortugas National Park	
Everglades National Park	
Haleakalā National Park	Hawaii
Hawai'i Volcanoes National Park	
Yellowstone National Park	Idaho
Gateway Arch National Park	Illinois
Indiana Dunes National Park	Indiana
Mammoth Cave National Park	Kentucky
Acadia National Park	Maine
Isle Royale National Park	Michigan
Voyageurs National Park	Minnesota
Gateway Arch National Park	Missouri
Glacier National Park	Montana
Yellowstone National Park	
Death Valley National Park	
Great Basin National Park	Nevada
Carlsbad Caverns National Park	New Mexico
White Sands National Park	
Great Smoky Mountains National Park	North Carolina
Theodore Roosevelt National Park	North Dakota
Cuyahoga Valley National Park	Ohio
Crater Lake National Park	Oregon
Congaree National Park	South Carolina
Badlands National Park	South Dakota
Wind Cave National Park	
Great Smoky Mountains National Park	Tennessee
Big Bend National Park	Texas
Guadalupe Mountains National Park	
Arches National Park	Utah
Bryce Canyon National Park	
Canyonlands National Park	
Capitol Reef National Park	
Zion National Park	
Virgin Islands National Park	Virgin Islands
Shenandoah National Park	Virginia
Mount Rainier National Park	Washington
North Cascades National Park	
Olympic National Park	
New River Gorge National Park and Preserve	West Virginia
Grand Teton National Park	Wyoming
Yellowstone National Park	

連邦政府が国立公園（National Parks）を管理する一方、各州政府は独自の制度のもとで「州立公園（State Parks）」を設置・管理している。州立公園は、州ごとに制度・管理方針が大きく異なり、国立公園のように全国統一の根拠法の枠組みは存在しない。州

立公園の設置目的は、自然保護、地域レクリエーションの提供、観光振興、歴史的資源の保全など多様であり、その役割は各州の地理・文化・政策的背景に応じて大きく変化する。

全米州立公園協会（National Association of State Park Directors: NASPD）⁹の公式ホームページ¹⁰によると、全米には9,817の州立公園が存在し、その総面積は約2,014万エーカー（約8.2万km²）、年間来訪者数は8億6,700万人を超えるとされる。州立公園は通常、州の自然資源局（Department of Natural Resources）、環境局

（Department of Environmental Conservation）、観光局（Department of Parks and Recreation）などに所属し、入園料、駐車料金、宿泊施設利用料（キャンプ場・キャビン等）、州予算、寄付、パートナーシップを財源として運営されている。また、州によっては企業スポンサーシップやNPO・ボランティアによる共同管理も積極的に取り入れており、公園の維持管理体制には一定の柔軟性が認められていることもある。以下に代表的なものとして、カリフォルニア州とニューヨーク州の例を示す。

[カリフォルニア州]

カリフォルニア州立公園は、州内に広がる自然環境、歴史資産、文化的景観を一体的に保全・活用する州レベルの公園システム（California State Park System¹¹）であり、米国においても最大級の州立公園体系を有している。その管理主体はCalifornia Department of Parks and Recreation（カリフォルニア州立公園局）であり、州政府の一部局として、州立公園システム全体の計画・管理・運営を担っている。同局の使命は以下の点に集約される。

- 州の卓越した自然景観・生態系・文化資源を将来世代に引き継ぐこと
- 州民及び来訪者に対し、質の高いレクリエーション・教育・体験機会を提供すること
- 公園を通じて州民の健康増進、教育、地域文化の継承に貢献すること

州立公園システムは、約280の州立公園・関連ユニット、約340マイル（約547km）の海岸線、約970マイル（約1,561km）の湖・河川、15,000以上のキャンプサイト、5,200マイル（約8,369km）以上のトレイル、3,000件超の歴史的建築物、11,000件超の史跡を含む非常に多様な資源を管理対象としており、単なる自然保護にとどまらず、観

⁹ 50州及び米国領地域の州立公園を主管する行政トップ（State Park Directors）によって構成される組織

¹⁰ National Association of State Park Directors 「Get to Know America's State Parks」 [<https://www.stateparks.org/about-us/>]（最終検索日：2026年1月27日）

¹¹ 州が一元的に管理する全米最大規模の州立公園ネットワークであり、自然保護・歴史資源の保存・レクリエーション提供を同時に担う総合的な公共空間システムのこと。

光、教育、地域経済にも大きな役割を果たしている。代表的なものとしては以下が挙げられる。

(表 1－4) カリフォルニア州の州立公園の代表例

英語名	場所	概要
Big Basin Redwoods State Park	サンタクルーズ郡	カリフォルニア最古の州立公園。レッドウッド（セコイア）の原生林を保全。
Point Lobos State Natural Reserve	モントレレー郡	海岸景観と海洋生態系を保護する自然保護区。入園制限あり。
Anza-Borrego Desert State Park	サンディエゴ郡	全米最大級の州立公園。砂漠景観と野生動物を保全。
Humboldt Redwoods State Park	ハンボルト郡	世界有数のレッドウッド原生林を有する州立公園。
Hearst San Simeon State Historical Monument	サンルイスオビスポ郡	ハースト城を中心とする歴史公園。文化財と観光を両立。
Torrey Pines State Natural Reserve	サンディエゴ市（ラホヤ）	希少なトーリーパインを保護する都市近郊型自然公園。

また、カリフォルニア州立公園制度の法的基盤は、California Public Resources Code (PRC) ¹² に置かれている。PRC において州立公園は、次のように位置づけられている。

- 州民及び来訪者の利益に資する公共資産
- 自然景観・歴史的・文化的資源を保全すべき対象
- 教育・レクリエーション・健康促進の場として活用されるべき空間

この法的整理により、州立公園は「保全」だけでなく「利用」を前提とした公共空間として制度化されている。PRC は、California Department of Parks and Recreation に対し、州立公園システム全体を統括する広範な権限を付与している。主な権限・役割は以下の通りである。

- 州立公園及び関連施設の指定・管理
- 公園ごとの管理計画（General Plan）の策定
- 自然・文化資源の保全方針の決定
- 利用ルール・運営方針の設定

¹² 「California Public Resources Code (2025)」

[https://california.public.law/codes/public_resources_code]（最終検索日：2026年1月27日）

- 施設の維持管理及び来訪者サービスの提供

特に管理計画については、短期的な運営ではなく、中長期的な視点で資源保全と利用のバランスを取ることが制度上想定されている点が特徴である。PRC は、州立公園が税財源のみに依存しない運営を行うことを想定しており、一定条件下での民間活用や収益活動を明確に認めている。具体的には、公園の目的を損なわない範囲での土地・施設のリース、売店、宿泊施設、ツアー等の Concessions（営業権・サービス提供契約）の付与、利用者サービス向上を目的とした民間事業者との契約が制度上可能とされている（PRC の第 5080 節に記載）。これにより、利用収入を公園管理・維持に再投資する仕組みや民間の専門性を活用したサービス提供が制度的に担保されている。

PRC には、官民協働を前提とした制度も明確に位置づけられている。州立公園局は、カリフォルニア州内の地方自治体及び資格を有する非営利団体と **Operating Agreements**（運営協定）を締結することができる。これらの協定により、公園の維持管理、施設改善、来訪者向けプログラムやサービス提供などを分担・共同で実施することが可能となっている。この仕組みの特徴は、土地の所有権は州が保持、運営やサービス提供の一部を外部主体が担うという点にあり、公共性を確保しつつ柔軟な運営を実現する制度設計となっている。

[ニューヨーク州]

ニューヨーク州における州立公園は、州全体の自然資源・歴史資源・レクリエーション資源を保全しつつ、州民及び来訪者に対して多様な余暇活動の機会を提供することを目的として整備・運営されている。州立公園は都市部から地方部まで広く分布し、自然保護・観光振興・健康増進・教育といった複数の公共目的を併せ持つ公共空間として位置づけられている。ニューヨーク州全体では、250 以上の州立公園・史跡・トレイル・レクリエーション施設が管理されており、管理面積は約 36 万エーカー（約 1,457 km²）に及ぶ。年間の来訪者数は約 8,800 万人とされ、全米でも最大級の州立公園システムの一つである。

ニューヨーク州立公園のうち、ニューヨーク市内に位置する公園を表 1-5 に示す¹³。

(表 1-5) ニューヨーク市内の州立公園の一覧

英語名	場所	概要
Bayswater Point State Park	クイーンズ区	ジャマイカ湾に面した湿地・海浜公園。野鳥観察や自然環境保全を目的とした州立自然公園。

¹³ NYS Parks, Recreation & Historic Preservation 「State Parks」

[<https://parks.ny.gov/visit/state-parks?keywords=®ion%5BNew+York+City%5D=New+York+City>]（最終検索日：2026 年 1 月 27 日）

Clay Pit Ponds State Park Preserve	スタテンアイランド区	希少な湿地・森林生態系を保全する自然保護区。ハイキングや環境教育に利用されている。
Franklin D. Roosevelt Four Freedoms State Park	マンハッタン区 (ルーズベルト島)	F.D.ルーズベルト大統領の「4つの自由」を記念するモニュメント型州立公園。都市型の静的空間。
Gantry Plaza State Park	クイーンズ区 (ロングアイランドシティ)	イースト川沿いのウォーターフロント公園。マンハッタンの景観を望む散策・レクリエーション空間。
Marsha P. Johnson State Park	ブルックリン区	イースト川沿いの州立公園。ウォーターフロント再生と地域の公共空間創出を目的として整備。
Riverbank State Park (Denny Farrell Riverbank State Park)	マンハッタン区	ハドソン川沿いの高架構造上に整備された都市型州立公園。スポーツ施設・文化施設を併設。
Roberto Clemente State Park	ブロンクス区	地域住民向けのスポーツ・レクリエーション機能を重視した都市型州立公園。
Shirley Chisholm State Park	ブルックリン区 /クイーンズ区	旧埋立地を再生したニューヨーク市最大級の州立公園。自然保全とレクリエーションを両立。
Hudson River Park ¹⁴	マンハッタン区	ハドソン川沿いの線状公園。州公式サイト上は掲載されるが、州・市共同の特別法人による管理。

ニューヨーク州立公園の管理主体は、New York State Office of Parks, Recreation and Historic Preservation (以下、NYS Parks)¹⁵である。NYS Parks はニューヨーク州政府の執行機関として設置され、州立公園・レクリエーション施設・歴史的資産の保全及び運営を一体的に担っている。NYS Parks の主な役割は以下のとおりである。

- 州立公園・史跡・レクリエーション施設の保全・整備・維持管理
- 州民及び観光客に対する安全で公平な利用機会の提供
- 自然・歴史・文化資源の長期的保護
- 教育・健康・観光政策と連動した公園活用の推進

¹⁴ Hudson River Park は、ニューヨーク州及びニューヨーク市が共同で設立した特別法人 Hudson River Park Trust によって管理・運営されており、州公園局が直接管理する州立公園とは異なる制度的枠組みのもとにある。

¹⁵ NYS Parks, Recreation & Historic Preservation 「New York State Parks, Recreation & Historic Preservation」 [<https://parks.ny.gov/>] (最終検索日：2026年1月27日)

- ボランティアや地域団体との協働プログラムの実施

組織体制としては、州全体を複数の地域に分け、それぞれに地域事務所を配置する分散型管理を採用している。地域事務所は州内 11 箇所に存在し、現場レベルでの運営は地域単位で行われつつ、州としての統一方針や計画は本部が策定する仕組みである。また、公園内の安全確保については、州立公園警備隊（State Park Police）が配置され、治安維持や緊急対応も行政機能として担われている。

（表 1－6）分けられた地域一覧

地域名	概要（代表的な特徴・観光資源）
Adirondacks	広大な自然景観・森林地帯、湖沼、山岳を有するアウトドアの核心エリア。州立公園の他に「Adirondack Forest Preserve」として保存区域が広がるなど自然保全とレクリエーションが融合した地域。
Allegheny	Allegheny State Park を中心とする森林・湖・渓谷エリア。州内最大級の州立公園を有し、ハイキング・キャンプ・四季の自然活動が盛ん。
Catskills	Catskill Mountains の広大な自然エリア。アウトドア・ハイキング・釣り・森林体験が可能で、東部の知る人ぞ知る自然地域。
Central	湖沼、渓谷、歴史的遺産、滝、運河沿いの風景などが点在する内陸地域。Green Lakes など人気州立公園も立地。
Finger Lakes	大自然の湖（Finger Lakes）とゴージ・渓谷が特徴。滝やボート、釣りなどウォーターベースのアクティビティが豊富。
Genesee	州北西部の Genesee 川周辺地域。公園・歴史遺跡などが含まれる、西部ニューヨークのアウトドアレジャー拠点。
Long Island	海浜・ビーチ・ウォーターフロントのレクリエーションが豊富。Jones Beach など象徴的な州立公園がある観光地帯。
New York City	都市環境の中に位置する州立公園群。Denny Farrell Riverbank などレクリエーション施設と都市景観の融合した公園が多数。
Niagara	ナイアガラ渓谷・滝エリアを含む地域。自然景観と歴史的名所が融合した観光・体験型レクリエーションが特徴。
Palisades	ハドソン川沿いの丘陵・森林景観地域。自然歩道・川沿いの活動とともに歴史・遺産が楽しめるエリア。
Saratoga/Capital	歴史的公園・温泉・スパを含む地域。Saratoga Spa State Park のような多彩な観光資源がある。
Taconic	ハドソン川東岸の丘陵・森林地帯、歴史的邸宅とトレイルが豊富。Clarence Fahnestock 等代表的自然公園がある。
Thousand Islands	州北部の島々・水辺の自然が特徴。ボート・キャンプ・島巡りができるレクリエーションが魅力。

ニューヨーク州立公園の管理・運営の法的根拠は、New York State Parks, Recreation and Historic Preservation Law (PRHPL) ¹⁶に置かれている。PRHPLは、以下の点を体系的に規定する州法である。

- 州立公園・史跡・レクリエーション施設の 設置・管理権限
- NYS Parks の 権限・責務・組織
- 公園施設の利用、保全、整備に関する 基本原則
- 歴史的資産の保存及び文化資源管理
- 利用者の安全確保、規則制定、警備体制

この法律の特徴は、公園を州の責任で管理することを明確に定めつつ、運営手法については比較的柔軟な裁量を認めている点にある。都市公園法のように全国一律・詳細な行為制限を設ける日本の制度とは異なり、PRHPLは「何を守るか」「誰が責任を持つか」を中心に規定し、具体的な運営方法は行政裁量や個別ルールに委ねられる余地が大きい。

また、ニューヨーク州立公園制度には、以下のような運営上の特徴がみられる。

- 管理主体は州 (NYS Parks) が一貫して担っており、自然保護と公共性の確保を重視する制度設計のもと、市立公園 (NYC Parks) のように非営利法人が包括的な運営主体となる構造は採られていない
- 一方で、Friends Group やボランティア団体との協働、イベント実施、助成制度などを通じ、地域との連携は制度的に位置づけられている
- 営利利用や大規模商業イベントについては、市立公園ほど自由度は高くないが、州法の枠内で一定の柔軟運用が可能
- 公園は「行政が直接管理する公共資産」であると同時に、「観光・教育・健康政策と結びつく公共サービス」として扱われている

以上のように、日本では、都市公園法等により公園の設置・管理主体や利用形態に関する基本的ルールが全国統一的に整理されており、特に営利利用や占用行為については、公共性との整合性を前提に慎重な運用が求められる一方、米国では、公園やオープンスペースに関する権限が連邦・州・地方自治体に分散し、適用される規則も管理主体や土地の性格に応じて多層的である。結果として、イベント開催、スポンサーシップ、寄付、収益事業の導入などについて、管理者の裁量や地域の制度設計により柔軟に運用されうる余地が相対的に大きい。加えて、公園を「行政が維持する施設」というよりも、「市民・企業・地域が共同で育てる公共空間」と捉える社会的慣習が広くみられ、官民協働の取組が各地

¹⁶ 「New York Parks, Recreation and Historic Preservation Law (2026)」

[<https://newyork.public.law/laws/n.y.parks.recreation.and.historic.preservation.law>] (最終検索日：2026年1月27日)

で展開されている。

こうした制度的・文化的背景は、とりわけ大都市部において、**NPO** 等の民間主体が公園の管理・運営に深く関与する仕組みを形成する要因となっている。なかでもニューヨーク市は、全米でも最大規模の公園システムを有し、行政組織としての **NYC 公園局 (NYC Parks)** が広範な公園資産を所管する一方で、個別公園では多様な公民連携スキームが併存している点に特徴がある。

そこで次章では、米国型の都市公園マネジメントを具体的に理解するための有用な事例としてニューヨーク市を取り上げ、まず「都市と自然の共存」という観点から公園システムの全体像を整理する。次いで、**NYC 公園局**の役割と権限を確認した上で、コンサーバnシー、**BID**、非営利組織等との連携を含む公民連携による管理体制を検討し、都市公園の価値創出と持続的運営を可能にする構造・仕組み・運営手法を明らかにする。

第2章 ニューヨーク市における公園システムと公民連携型運営

第1節 ニューヨーク市における公園の概要

世界三大都市の一つであるニューヨーク市と聞くと、高層ビルが立ち並ぶ「コンクリートジャングル」といった都市的イメージで語られることが多いと思われる。しかしその一方で、市内には1,700か所を超える公園¹⁷が整備されており、市民にとって自然と触れ合うことのできる貴重な憩いの場が多く存在している。行政区別に見ると、ブルックリンとクイーンズがそれぞれ約500か所と最も多く、続いてブロンクスとマンハッタンが約300か所、スタテンアイランドが約150か所となっている。図2-1に示すように、ニューヨークでは市域の広い範囲に公園が点在していることがわかる¹⁸。更に、市が管理している公園及びオープンスペースの総面積は約29,000エーカー（約117km²）とされ、これは市域全体の約14%を占めている¹⁹。都市の中にこれほど豊かな自然環境が存在していることもニューヨークの大きな魅力の一つと言える。

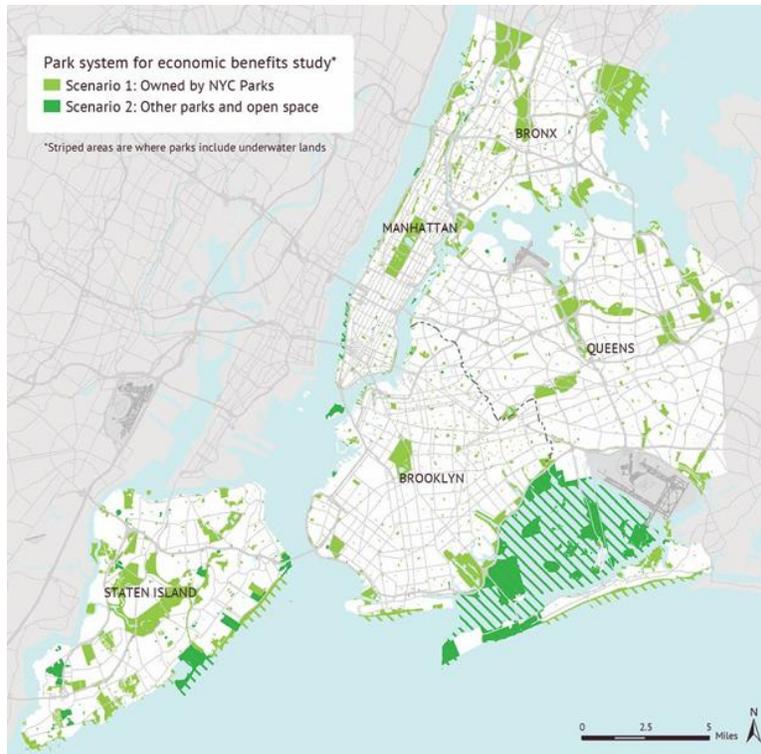
¹⁷ NYC Parks 「List of New York City Parks」

[<https://www.nycgovparks.org/park-features/parks-list>]（最終検索日：2026年1月27日）

¹⁸ NYC Parks 「Park」 [<https://www.nycgovparks.org/parks/park-x056?utm>]（最終検索日：2026年1月27日）

¹⁹ NYC Parks 「Special Initiative for Rebuilding and Resiliency-Parks（2013年6月11日発行）」

[https://www.nyc.gov/assets/sirr/downloads/pdf/Ch_11_Parks_FINAL_singles.pdf]（最終検索日：2026年1月27日）



(図 2-1) ニューヨーク市内における公園及びグリーンスペースの分布図²⁰

とりわけ、マンハッタンの中心部に位置するセントラル・パークはその象徴的存在である。高層ビル群に囲まれた立地にありながら、内部に足を踏み入れると都市の喧騒を忘れさせる広大な緑地区間が広がっており、ニューヨーク市における自然と都市の共存を象徴する代表的事例と言える。さらに、同じくマンハッタンに位置するブライアント・パークは、規模こそ小さいものの、公共空間を活用した民間主導の管理・運営の成功例として広く知られている。都市中心部という限られた空間において、年間を通じて多様な文化・商業活動が展開されており、ニューヨーク市の公園政策の多様性を示す好例である。

こうした都市の公園整備を客観的に評価しているのが、非営利団体 **The Trust for Public Land (TPL)** による「ParkScore²¹」調査である。TPL は毎年、米国の人口上位 100 都市を対象に、公園システムをアクセス、投資、設備、面積、公平性の 5 項目で総合評価している。

²⁰ Trust for Public Land 「THE ECONOMIC BENEFITS OF PARKS IN New York City (2022 年 9 月発行)」 [https://www.tpl.org/wp-content/uploads/2022/09/033022_Economic-Benefits-NYC_Final_v2.pdf] (最終検索日：2026 年 1 月 27 日)

²¹ Trust for Public Land 「ParkScore Home」 [<https://www.tpl.org/parkscore>] (最終検索日：2026 年 1 月 27 日)

2025年5月に発表された最新の結果では、ニューヨーク市は総合評価で13位に位置づけられた²²。個々の公園が比較的小規模であることや地域間における公園面積の格差といった課題は残されているものの、公園への投資規模や市域に占める緑地の割合の高さなどが評価され、全米においても優れた水準にあることが示されている。また、特筆すべきはアクセス面であり、ニューヨーク市の住民の99%が自宅から徒歩10分以内に公園へアクセスできるとされている。この数値は米国主要都市の平均(76%)を大きく上回っており、これは、世界有数の大都市においても高い水準の公園整備が実現されていることを示すものといえる。

(表2-1) ニューヨーク市における ParkScore 調査結果 (2025年)²³

項目	点数	概要
Acreage (面積)	48	大規模公園や自然エリアなど、公園の面積や充実度の指標。市域の17.4%が公園用地で高評価(92点)だが、公園の中央値のサイズは1エーカー(約0.004km ²)と非常に小さく低評価(1点)
Access (アクセス)	99	市民が徒歩10分圏内で公園に行ける割合。人口の99%が徒歩圏内に公園があり、全米でもほぼ最高評価。
Investment (投資)	86	公園システムへの財政的支出の指標。年間総額約20億ドル、住民1人あたり235ドルが投資され、全米でも高水準。
Amenities (設備)	52	遊び場、スポーツ施設、ドッグパーク、トイレ、スプラッシュパッド ²⁴ などの設備の充実度の指標。スプラッシュパッド(100点)、ドッグパーク(73点)は充実。一方でスポーツフィールド(16点)、シニア施設(15点)、トイレ(21点)は不足。
Equity (公平性)	71	人種や所得ごとに公園へのアクセスや面積分布の公平性の指標。アクセス面では有色人種・低所得層ともにほぼ100%が徒歩圏内で高評価。しかし面積分布では、有色人種地域は白人地域より43%少なく、低所得地域は高所得地域より38%少ない。

さらに、上位都市の顔ぶれを見ると、1位のワシントンD.C.や2位のアーバイン、3位のミネアポリスなど、比較的小規模な都市が多い。これらは一人あたり投資や計画

²² Trust for Public Land 「ParkServe® for New York, NY - TPL」

[<https://www.tpl.org/city/new-york-new-york>] (最終検索日: 2026年1月27日)

²³ Trust for Public Land 「2025 Park Score Index (2025年5月発行)」

[https://parkserve.tpl.org/downloads/pdfs/New%20York_NY.pdf] (最終検索日: 2026年1月27日)

²⁴ 地面から噴水状に水が噴き出す水遊び施設。水深がなく、安全性が高いため、米国の公園では子ども向けの暑熱対策施設として広く普及している。

的な都市設計を背景に高い評価を得ていると考えられる。そうした中で、人口約 840 万人を抱える全米最大都市ニューヨークが 13 位に位置していることは注目に値する。同規模の大都市であるロサンゼルスやヒューストンが上位 25 都市に入っていないことを踏まえると、ニューヨーク市の公園システムは長年にわたる計画的な投資と制度運用、官民協働の積み重ねによって形成されてきた、大都市における公園政策の一つの到達点と位置づけられるだろう。

(表 2-2) 2025 年 ParkScore 調査結果の上位 25 都市²⁵

順位	都市名	面積	アクセス	公平性	投資	設備	総合スコア	人口(万人)
1	ワシントン D.C.	55	99	87	100	88	85.5	69.4
2	アーバイン (CA)	77	92	68	100	85	84.3	30.8
3	ミネアポリス (MN)	64	99	60	100	96	83.6	42.9
4	シンシナティ (OH)	63	87	74	87	99	82.0	31.5
5	セントポール (MN)	54	99	76	92	89	81.8	30.7
6	サンフランシスコ (CA)	54	100	65	100	83	80.2	82.8
7	アーリントン (VA)	37	98	63	100	92	77.9	24.3
8	シアトル (WA)	55	99	78	100	55	77.4	78.1
9	ポートランド (OR)	62	86	55	100	77	76.0	63.6
10	デンバー (CO)	53	95	71	83	74	75.1	72.9
11	シカゴ (IL)	29	98	95	82	70	74.7	272.1
12	ボストン (MA)	54	100	81	63	66	72.8	67.3
13	ニューヨーク (NY)	48	99	71	86	52	71.1	847.8
14	セントピーターズバーグ (FL)	42	69	86	76	79	70.3	26.1
15	ピッツバーグ (PA)	40	92	65	60	94	70.0	30.8
16	リッチモンド (VA)	36	74	84	64	92	69.9	22.9
17	プレイノ (TX)	75	73	67	69	61	68.9	28.5
18	ミルウォーキー (WI)	40	94	62	65	82	68.4	56.4
19	マディソン (WI)	56	97	67	32	87	67.7	28.5
20	ボイジー (ID)	55	63	45	78	96	67.4	23.6
21	アトランタ (GA)	29	75	61	100	72	67.3	52.0
22	サンディエゴ (CA)	81	74	44	85	51	66.9	140.4
22	バッファロー (NY)	22	87	66	86	74	66.9	27.8
24	アルバカーキ (NM)	61	87	63	55	65	66.3	56.0
25	ヘンダーソン (NV)	38	79	63	69	79	65.4	31.8

²⁵ Trust for Public Land 「A SPECIAL REPORT Parks: The Great Unifiers (2025 年 5 月発行)」 [https://www.tpl.org/wp-content/uploads/2025/05/Parks_The_Great_Unifiers_TPL_Special_Report_2025.pdf] (最終検索日：2026 年 1 月 27 日)

第2節 ニューヨーク市における公園整備・運営の法的基盤

ニューヨーク市における公園の整備及び管理運営は、ニューヨーク州法によって市に付与された自治権を前提に、市が独自に制定する市憲章、行政法典、公園規則からなる段階的な法体系によって具体化されている。州法は地方自治体の権限の大枠を定めるにとどまり、その範囲内で市が憲章・条例・規則を整備するという多層的な制度構造をとっている点に特徴がある。ニューヨーク州では、州憲法及び **Municipal Home Rule Law**（地方自治権法）により、市に広範な自治立法権が認められており、ニューヨーク市はこの枠組みのもとで独自の **City Charter**（市憲章）を制定している。これにより、市は州法に抵触しない限り、市内行政の組織や運営、許認可のあり方を自ら定めることが可能である。公園行政についても、州法が州立公園や自然保護に関する基本方針を示す一方、市が所有・管理する都市公園の具体的な管理運営、利用許可、イベント実施、民間との協働のあり方については、市の自治権に委ねられている。以上の制度的前提を踏まえると、ニューヨーク市の公園制度は、次のような多層的な法体系によって支えられている。

（表 2-3） ニューヨーク市における公園整備・運営の法的基盤

州法	市に公園管理を含む自治権を付与しつつ、詳細な運用規制は行わない
市憲章（City Charter）	公園局の設置と公園行政に関する包括的な裁量権を規定
市行政法典（Administrative Code）	公園制度及び公民連携の正当性を条例として明示
公園規則（RCNY Title 56）	イベントや営利利用を実務的に可能にする具体的運用ルールを規定

まず、ニューヨーク市憲章（City Charter）²⁶は、市の最高規範として、市政府の組織構造及び行政権限の配分を定める基本法である。市憲章は、日本における地方自治法や自治体基本条例に相当する位置づけにあり、市の行政運営の根幹を成している。公園分野については、Chapter 21 において Department of Parks and Recreation（NYC Parks）の設置が明示され、同局を統括する Parks Commissioner の権限が規定されている。同章では、Parks Commissioner に対し、

- 市が所有又は管理する公園、広場、自然地等の管理・維持・改良
- 公園の利用に関する規制及び管理
- 公園内で行われる行為に対する許可の付与及び条件設定
- 公園管理に関する契約や協定の締結

²⁶ 「City Charter Chapter 21: Department of Parks and Recreation」

[<https://codelibrary.amlegal.com/codes/newyorkcity/latest/NYCcharter/0-0-0-6536>]（最終検索日：2026年1月27日）

といった、公園行政全般に関する包括的な裁量権が付与されている。重要なのは、市憲章の段階では、営利利用、イベント、物販、スポンサーシップ等を原則として禁止する規定が置かれていない点である。憲章はあくまで「誰が管理し、誰が判断するのか」という統治構造を定めるものであり、公園の具体的な利用内容や運用ルールについては、下位の法規に委ねる構成となっている。

次に、ニューヨーク市行政法典（New York City Administrative Code）²⁷は、市憲章に基づいて制定される条例集であり、市行政の各分野における制度の具体化を担う。公園に関する規定は、主に Title 18（Parks）に置かれており、ここでは、

- 公園用地、施設、自然資源の法的管理主体が NYC Parks であること
- 公園の維持、改修、保全に関する基本方針
- 市民や民間主体による協力、寄付、関与を可能とする制度的枠組み

が明示されている。特に特徴的なのは、特定の公園について、非営利法人等による管理運営を明示的に認める規定が存在する点である。ブライアント・パークに関する条文はその典型例であり、市が公園の所有権を保持したまま、運営を民間非営利組織に委ねることが、条例レベルで制度的に位置づけられている。また、寄付制度や市民協力に関する規定が行政法典に組み込まれていることにより、公園運営における民間関与は、例外的・暫定的な措置ではなく、正規の行政制度の一部として扱われている点も重要である。

更に、NYC Parks Rules（The Rules of the City of New York : RCNY Title 56）²⁸は、行政法典を根拠として制定される実施規則であり、公園内における具体的な行為を直接的に規律する。Title 56 では、

- イベント、集会、映画上映、撮影
- 物販、飲食、マーケットの実施
- 音響使用、仮設構造物の設置
- スポンサー掲出や広告的表示

といった行為について、禁止事項を列挙するのではなく、許可条件、手続、判断基準を詳細に定めるという方式が採られている。この仕組みにより、公園内での文化イベントや営利活動は、「公共性を損なわない範囲で、条件付きで認める」という運用が制度上可能となっており、実務レベルでの柔軟な公園活用が担保されている。

²⁷ 「New York City Administrative Code Chapter 1: Department of Parks and Recreation」

[<https://codelibrary.amlegal.com/codes/newyorkcity/latest/NYCAAdmin/0-0-0-29901>]（最終検索日：2026年1月27日）

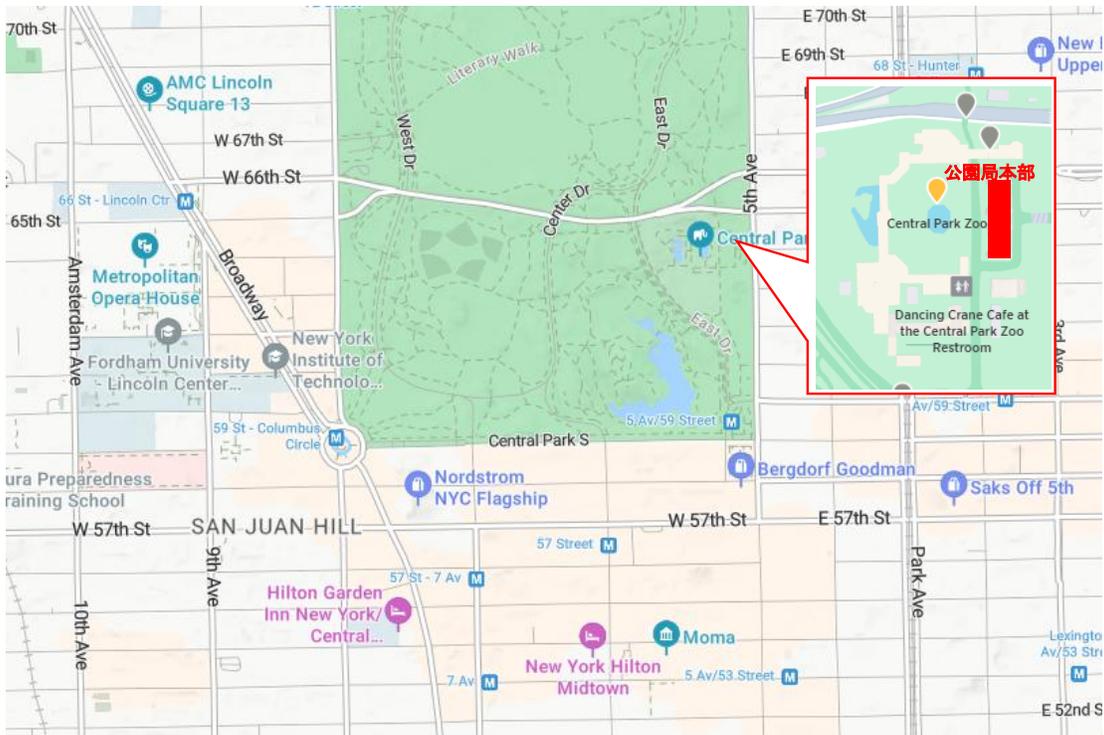
²⁸ 「The Rules of the City of New York Chapter 1: Use of Parks」

[<https://codelibrary.amlegal.com/codes/newyorkcity/latest/NYCrules/0-0-0-87693>]（最終検索日：2026年1月27日）

第3節 ニューヨーク市公園局の役割と権限

1 ニューヨーク市の公園の管理

ニューヨーク市の公園は市・州・連邦・民間など多様な主体によって所有・管理されているが、その大部分はニューヨーク市公園局（New York City Department of Parks & Recreation, 通称 NYC Parks）が担っている。公園局は市長直属の行政機関の一つであり、その本部はセントラル・パーク内の歴史的建物「アーセナル（The Arsenal）」に置かれている。アーセナルは1847年から1851年にかけて建設され、当初はニューヨーク州民兵（New York State Militia）の武器・弾薬倉庫として利用されていたが、セントラル・パークの造成に伴いニューヨーク市が建物を取得し、公園の一部として組み込まれた。



(図2-2) ニューヨーク市公園局の位置 (Google Map より、筆者追記)



(図 2—3) The Arcenal の外観²⁹



(図 2—4) 公園局の入り口³⁰

公園局の最大の特徴は、都市における大規模公共資産を直接管理する唯一の局という点である。公園局は市域全体で約 29,000 エーカー（約 117 km²）以上に及ぶ土地を管轄し 5000 以上の個別施設を所管している。その内容は多岐にわたり、1,700 を超える公園、約 1,000 の遊び場、800 以上の運動場、550 のテニスコート、65 の公共プール、51 のレクリエーションセンター等を維持管理している³¹。また、街路樹約 60 万本、公園内の樹木約 200 万本の維持管理も行っており、都市の緑化を包括的に担っている。

さらに、公園資本事業への投資も大規模に実施されており、過去 10 年間で約 53 億 5,000 万ドルが投じられている³²。こうした資金は、施設の改修や新設、アクセシビリティ向上などに活用されている。

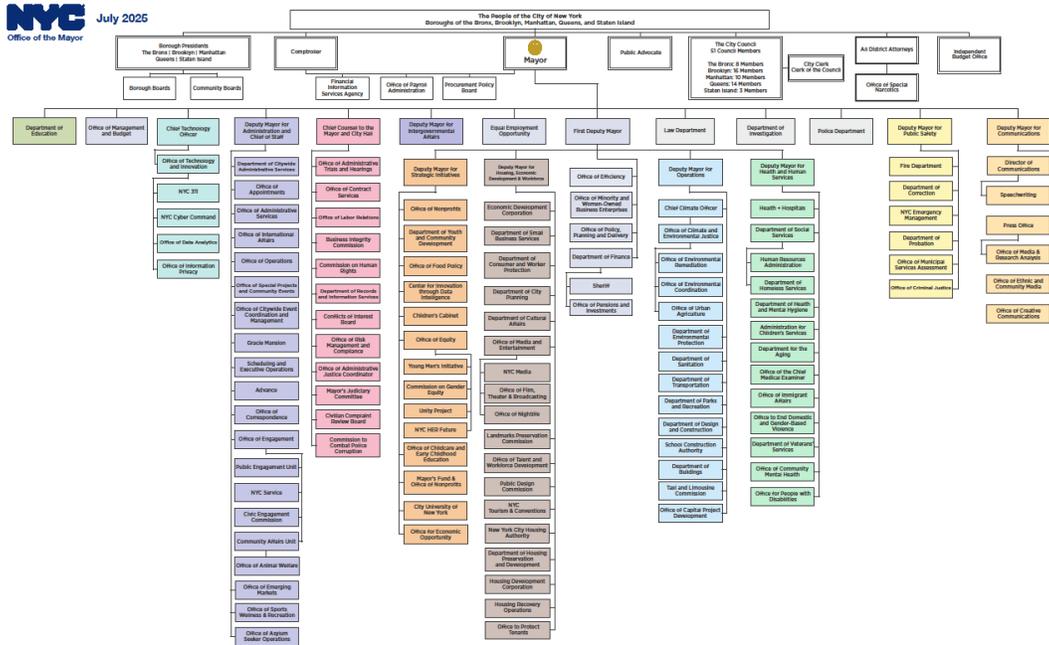
²⁹ 2025 年 11 月 25 日、The Arcenal にて筆者撮影。

³⁰ 2025 年 11 月 25 日、The Arcenal にて筆者撮影。

³¹ NYC Parks 「About Parks」 [<https://www.nycgovparks.org/about?utm>]（最終検索日：2026 年 1 月 28 日）

³² NYC Parks 「ADA Transition Plan（2025 年 5 月 28 日発行）」

[https://www.nycgovparks.org/pagefiles/209/2025-05-28-Transition-Plan-Final-For-Publishing_68387eab34b93.pdf]（最終検索日：2026 年 1 月 28 日）



(図 2-5) ニューヨーク市における組織図 (2025 年 7 月時点) 33

公園局は「全ての市民のために持続可能で繁栄する公園システムを創造・維持する」ことを使命に掲げ、公平性 (Equity)、アクセス、安全性、自然環境の保全を重視した政策を推進している。こうした取組は、ニューヨーク市の長期総合政策プラン「OneNYC」とも連動しており、公園局の施策は都市の成長、公平性の確保、持続可能性、災害に強い都市づくりといった目標に寄与している。

この方針の下で進められている代表的な事業が次の 3 点である。

① Community Parks Initiative (CPI)

従来十分に整備されてこなかった地域の公園を優先的に改修する取組。毎年約 10 か所を対象とし、市民の意見を反映させながら設計を進めている。特徴として、設計段階から「スコープミーティング」を通じて市民参加を制度化している点が挙げられる³⁴。スコープミーティングでは、設計案を提示する前段階で、住民・地域団体・行政・設計者が一堂に会し、公園の課題や優先順位の整理を行

³³ NYC 「NYC-Organizational-Chart」

[<https://www.nyc.gov/assets/home/downloads/pdf/office-of-the-mayor/misc/NYC-Organizational-Chart.pdf>] (最終検索日：2026 年 2 月 4 日)

³⁴ NYC Parks 「Community Input Meetings」

[<https://www.nycgovparks.org/events/community-input>] (最終検索日：2026 年 1 月 28 日)

う。参加者は、公園内の危険箇所や利用実態、必要な機能について意見を出し合い、その内容は以降の設計条件として正式に位置づけられる。

② Parks without Borders

公園と周辺地域を調和させることを目的とした施策。開放的な入り口の整備やフェンスの撤去・低層化などにより、公園と都市空間を一体化させている。

③ Anchor Parks

各行政区で中核となる基幹公園を対象に集中的な投資を行うプログラム。各行政区で1か所の基幹公園を対象とし、約3,000万ドルを投資して改修を行う。地域の中核的公園の環境改善に資する取組である。

これらの事業は、市民参加と情報公開を重視している点でも特徴的である。公園局の公式サイトでは、進行中のCapital Project（資本事業）のタイムラインや資金情報、担当者情報が公開され、市民とのコミュニケーションの透明性向上につながっている。また、公園検索機能を通じて各公園の概要やアクセシビリティ情報も提供されており、障がいの有無にかかわらず利用できる遊具や施設の整備状況も確認できる。

The screenshot shows the official website of the New York City Department of Parks & Recreation. The main navigation bar includes links for Parks, Facilities, Events, Programs, Kids, Permits, and Trees. The 'Events' section is active, displaying a list of 'Community Input Meetings Events'. The events listed are:

- Monday, April 7, 2025:** Phil "Scooter" Rizzuto Park Virtual Community Input Meeting! at Virtual/Online Events, 6:30 p.m. - 7:30 p.m. Join a virtual discussion and share your thoughts and ideas about reconstructing Phil "Scooter" Rizzuto Park. Free!
- Wednesday, April 30, 2025:** Vital Parks Explorer at Virtual/Online Workshop, 6:30 p.m. - 7:00 p.m. In this interactive workshop, learn how to access key data on park amenities, planned renovations, public restrooms, upcoming events, and more with the Vital Parks Explorer! Free!
- Thursday, May 1, 2025:** NYC Urban Forest Plan Queens Community Kick-off at Queens Public Library - Far Rockaway, 5:00 p.m. - 7:30 p.m. New York City is developing its first Urban Forest Plan and we want your ideas, experiences, and recommendations to inform the plan. Free!

(図 2-6) スコープミーティングの実施状況 (公園局 HP で公開) 35

³⁵ NYC Parks 「Community Input Meetings」

[<https://www.nycgovparks.org/events/community-input>] (最終検索日：2026年1月28日)

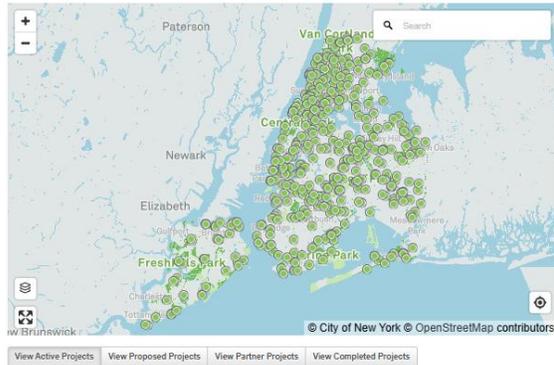
Capital Project Tracker

In order to invest in the care of our parks, we must regularly redesign and rebuild our city's parks and facilities. There are several hundred active projects taking place at any time in parks throughout the city, ranging from improvements to parks, playgrounds, and greenways, to renovations of ball fields and recreational facilities, to resiliency efforts for beaches and boardwalks. Learn more about projects taking place near you, and find out the current status of a project.



How We Build Parks

Visit our [How We Build Parks](#) page to learn more about the three main phases of the city's capital process and how a project becomes eligible for capital funding.



Alexander Hamilton Playground Basketball Court Reconstruction

Design	Procurement	Construction
100% complete	100% complete	48% complete

This project will reconstruct the basketball court at Alexander Hamilton Playground.

Project Notes

Project Update: This project is in active construction.

The completion date has changed. To learn more about why schedules change, please visit the [How We Build Parks](#) page.



Project Timeline

Design
Assigned & Start Date: February 2021
Projected Completion Date: February 2022
Completion Date: February 2023

Procurement
Start Date: February 2023
Projected Completion Date: October 2023
Completion Date: June 2024

Construction
Start Date: September 2024
Projected Completion Date: September 2025
[Understand how we build parks.](#)

Funding

Total Funding: \$1,355,000
Funding Sources:
 • Borough President
 • City Council

Location

Alexander Hamilton Playground, Manhattan
 Hamilton Place between West 140th Street and West 141st Street
 Community Board: 09



Project Staff

Project Liaison: Steve Simon
[Contact NYC Parks about this project.](#)

(図 2—7) 進行中の Capital Project のタイムライン (公園局 HP で公開) 36

Official Website of the New York City Department of Parks & Recreation

NYC Parks

Find a Park

By Park Name: **Find**

Borough Or Zip Code: **Find**

With Facility: **Find**

Explore Your Park

Places To Go: Hiking Trails, Greenways, Concessions

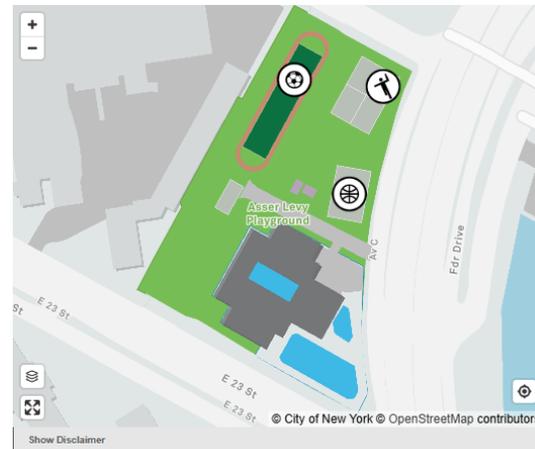
Art in the Parks: Photography & Filmmaking, Planning and Building Parks, Capital Project Tracker

Featured Parks: Flushing Meadows Corona Park | Central Park, Coney Island | Van Cortlandt Park | Bantam Park, Clove Lakes Park | Astoria Park | Palisades Park, Prospect Park | Riverside Park

Asser Levy Playground
 E 23 St. To E. 25 St., Fdr Drive
 Manhattan
[Asser Levy Playground Details](#)

St. Vartan Park
 1 Ave. 2 Ave., Bet. E. 35 St. And E. 36 St.
 Manhattan
[St. Vartan Park Details](#)

East River Esplanade
 Fdr Dr. Bet. E. 36 St. And E. 41 St.
 Manhattan
[East River Esplanade Details](#)



- Facilities
- Basketball Courts
 - Handball Courts
 - Playgrounds
 - Spray Showers
 - Fitness Equipment
 - Indoor Pools
 - Recreation Centers
 - Foot Ball Fields
 - Outdoor Pools
 - Running Tracks

(図 2—8) 各公園の概要やアクセシビリティ情報 (公園局 HP で公開) 37

36 NYC Parks 「Capital Project Tracker」

[<https://www.nycgovparks.org/planning-and-building/capital-project-tracker>]

(最終検索日：2026年1月28日)

37 NYC Parks 「New York City Department of Parks & Recreation」

[<https://www.nycgovparks.org/>] (最終検索日：2026年1月28日)

2 組織体制（日本との比較）

ニューヨーク市公園局と日本の自治体における公園管理部門を比較すると、最も大きな違いはその組織体制の独立性と専門性にある。日本の多くの自治体では、公園管理は都市整備部や土木課といった部署の一部として位置づけられているのに対し、ニューヨーク市では公園局が単独の行政局として設置されている。このことにより、独自に予算を確保できるほか、都市政策との戦略的連動も図りやすいというメリットがある。

また、公園局は公園を都市インフラ・公共資産として包括的に扱うため、園芸士、森林管理官、造園設計士、都市レンジャー、GIS 専門職など、多様な専門人材を配置している。日本の自治体のように定期的な異動によって担当が入れ替わる仕組みはなく、専門知識と経験の蓄積を前提とした人材配置が特徴である。こうした体制は、公園を「都市の基盤資産」と位置づけるニューヨークならではのアプローチといえる。

公園局は数千人規模の職員を擁しており、その業務は複数の部門（Divisions）に分かれている。それぞれの部門は以下のような役割を担っている。

（表 2-4）公園局の各部署の概要³⁸（2025 年 7 月時点）

部署名	主な役割
Capital Projects Division	キャピタル・プロジェクト部門。公園施設の再設計・再建を担当。スケートパークから修復事業まで、公園財産の改善に取り組む。
Concessions	収益部門。公園用地で収益を生む事業のコンセッション契約の付与と管理を担当。レストランやスポーツ施設などのサービスを管理し、事業機会の提供や新しいコンセッションの提案も受け付ける。
Greenbelt Native Plant Center	スタテンアイランドにある 13 エーカー（約 0.05 km ² ）の温室・苗床・種子バンク複合施設。地域に適した種子や植物を提供し、プロジェクト計画の指導や地域固有種に関心を持つ人々への資源を提供する。
GreenThumb	全米最大の都市園芸プログラム。550 以上の地域グループを支援し、コミュニティガーデンの創設・維持を通じて市民参加の増加と地域の再生を促進。
Historic House Trust	ニューヨーク市内の歴史的住宅博物館を監督する非営利団体。各博物館の住所や開館時間の情報を提供。
Marketing & Special Events	広報・特別イベント部門。市民向けの無料イベントを多数企画・運営。
Natural Resource Group	生物学者、自然資源管理者、地図科学者、修復生態学者のチーム。都市の自然資源の保護・取得・修復のための管理プログラムを策定・実施。

³⁸ NYC Parks 「Divisions」 [<https://www.nycgovparks.org/about/divisions>]（最終検索日：2026 年 1 月 28 日）

Urban Park Service	都市公園サービス部門。規則の施行、市民教育、環境保全の推進、公園の安全確保、利用者のニーズへの対応を通じて公園と公共空間を保護。
--------------------	--

このように、公園局は都市全体の緑地やレクリエーション機能を専門的かつ一元的に管理できる組織体制を構築している。こうした専門職の集約と長期的な人材配置は、公園を単なる「維持管理の対象」ではなく、「都市の基盤資産」として戦略的に扱うための前提条件であり、人員や組織規模が限られる日本の小規模自治体にとっては、広域的な連携や外部専門家との協働を検討するうえで一つの示唆となる。

第4節 公民連携による管理体制

ニューヨーク市では先述の通り、市公園局が市内の公園を管轄する主要な主体である一方で、その運営においては公民連携（Public-Private Partnership, PPP）の仕組みを積極的に活用している。特に特定の公園を対象とするコンサーバンシー

（Conservancy）や商業地区を対象とする BID（Business Improvement District）制度の下で設立された非営利組織が公園運営において重要な役割を果たしている。

コンサーバンシーは、特定の公園を対象に設立される非営利団体であり、市からの管理委託費、企業や市民からの寄付、公園内の収益事業などを組み合わせて運営されている。活動内容は団体によって異なり、ボランティアを中心としたプログラム実施にとどまる場合もあれば、専門スタッフを雇用し包括的な管理を担う場合もある。代表的な例がセントラル・パーク・コンサーバンシー（CPC）である。同団体は1980年の設立以来、総額10億ドル以上を公園整備に投資し、現在は年間約7,400万ドルの予算を主に民間資金で賄っている³⁹。また、専門ガーデナーや清掃員を含む多数のスタッフを雇用し、公園全域の維持管理を行っている。

一方、BIDは、一定の区域内の不動産所有者や事業者が法的根拠に基づいて拠出金を負担し、地区環境の改善を行うための制度であり、その実務はBID制度の下で設立された非営利法人等の運営組織が担っている。ニューヨーク市には70以上のBIDが存在し、年間で約2億700万ドルが地域投資として活用されている⁴⁰。その活動は、商業地区の清掃、マーケティング、治安改善など多岐にわたるが、ブライアント・パーク・コーポレーション（BPC）のように公園の管理運営を担う例もある。BIDの運営組織は市の中小企業局との契約関係を基盤とし、公園を管理する場合には市公園局との間で別途ライセンス契約を締結する必要がある。

³⁹ Central Park Conservancy 「Governance」

[<https://www.centralparknyc.org/governance>]（最終検索日：2026年1月28日）

⁴⁰ NYC 「BIDs - SBS」 [<https://www.nyc.gov/site/sbs/neighborhoods/bids.page>]

（最終検索日：2026年1月28日）

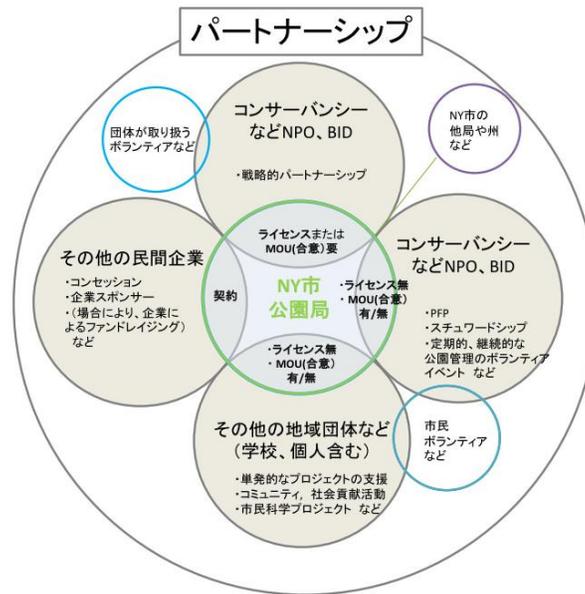
このような公民連携を制度的に支えているのが、公園局によるパートナーシップ制度である。特に「戦略的パートナーシップ」と呼ばれる仕組みでは、コンサーバンシーや BID 組織が市公園局とライセンス契約あるいは合意覚書（MOU）を締結し、包括的な運営を担う。ライセンス契約は通常 10 年間（5 年ごとに更新）とされ、日常管理、資金調達、スタッフ雇用、プログラム策定まで幅広く担うことができる。日本の Park-PFI が、個別施設の整備・運営に民間を導入するスキームであるのに対し、ニューヨークのコンサーバンシーや BID 組織は、特定の公園や地区全体の運営・資金調達・プログラム企画を包括的に担う点に特徴がある。

（表 2－5）戦略的パートナーシップの例⁴¹

特定の公園を対象とする コンサーバンシーなどの NPO	CPC	年間 4,000 万人以上の訪問者があるセントラル・パークを管理運営。
	Battery Park Conservancy	マンハッタン南端の 10 ヘクタール（約 0.1 km ² ）の沿岸にあるバッテリーパークを管理。
	Friends of High Line	高架線路の再開発でできた空中緑道、ハイラインを運営。
BID 組織	Bryant Park Corporation	ブライアント・パーク及びその近郊を管轄する NPO。
	Hudson Yards / Hell's Kitchen Alliance BID	ポート・オーソリティ管轄のバスターミナルを含むハドソンヤード近郊エリアを管轄。
市全体で特定の活動を行う NPO	NY Restoration Project	市全域で緑化空間改善や植樹など公園修復事業を実施。
	City Park Foundation	市全域の公園で環境教育や公共アート、フィットネスなど様々な公園プログラムを運営。
地域コミュニティ団体	Lower East Side Ecological Center	マンハッタンの Lower East Side にあるコミュニティベースの環境団体。

⁴¹ 島田智里「第 9 回 米国 NY 市のユニークな公民連携による公園管理（その 1） | 新・公民連携最前線 | PPP まちづくり（2019 年 5 月 16 日発行）」

[<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/032300072/050800010/?P=4>]（最終検索日：2026 年 1 月 28 日）



(図 2-9) 公園整備における連携のイメージ図⁴²

[ニューヨーク市公園局の担当者への取材⁴³]

こうしたパートナーシップの仕組みについて、公園局の担当職員に話を聞いたところ、まず行政側のメリットとしては限られた予算の中で多様なプログラムを実現できることにあるとのことであった。パートナーシップを結ぶことにより、特に大規模な公園においては、市の財源をほとんど使うことなく管理運営が可能になる。また、公園内での大規模イベントも市の予算や人員を使用することなく開催が可能となり、地域の活性化、観光資源化につながっている。

さらに、財源の仕組みとして、公園局が直接公園を管理する場合、公園事業で得られた収益は市の一般財源へ使われるため、公園の管理に直結しない。一方、パートナーシップにて運営することで、公園事業における収益や寄付金等はそのまま管理団体の公園運営費として活用されるため、最終的に公園局に還元されることになる。そのため、公園局としても積極的にパートナーシップの提携を進めているとのことであった。

また、管理団体側のメリットとしては、組織のブランディングやPR効果を得ることができる。ただし、このパートナーシップを結ぶにあたって、管理団体の選定が重要になる。民間企業に管理運営を任せるとは言え、あくまで公共施設であるため、公園を特定の

⁴² 島田智里「第9回 米国NY市のユニークな公民連携による公園管理(その1) | 新・公民連携最前線 | PPP まちづくり (2019年5月16日発行)」

[<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/032300072/050800010/?P=4>] (最終検索日: 2026年1月28日)

⁴³ 2025年11月25日(火) 15:00~17:00に公園局本部を訪問、担当者3名に話を伺った。その後、メール等でフォローアップを実施。

宣伝目的で使うことはできない。そのため、団体の選定にあたっては、過去の実績等から公園を包括的に扱うことのできる能力があるかどうか、単発のイベントを実施するためだけの目的ではないか等を慎重に審査する必要がある。また、パートナーシップを結ぶにあたっては契約あるいは MOU にて役割や予算、プログラム内容等が明確に定義されており、管理団体は公園局に対して活動内容や予算、成果等の実績を報告する義務がある。それによって、パートナー団体との信頼を担保している。

一方、こうしたパートナーシップにおいて、市の職員と管理団体の職員の待遇差や熱量の違いが課題になることもあるとのことであった。公園局の職員は Union worker であり、年金や福利厚生が担保されているが、民間の管理団体にはそういった仕組みがなく、活動資金も自ら確保していく必要がある。そういった違いにより双方での温度差が生じることもあり、そこをいかに市としてバックアップしていくかが、健全なパートナーシップの構築のために不可欠であるとのことであった。また、先述の通り公園局は非常に細かな部署に分かれており、パートナーシップの締結を担当する部署の他に企業スポンサーの対応を行う部署などがあり、それぞれが専門性をもって対応している。ニューヨーク市公園局では、そうした組織づくりがあるからこそニューヨーク市独自の制度設計の中で効率的な運営ができているのだと考えられる。

第5節 多様な公園の活用方法とその意義

日本において公園は、家族連れや子供の遊び場、高齢者の散歩の場といった用途が中心であるというイメージが強い。それに対し、ニューヨーク市の公園は、世代を問わず幅広い層に利用されており、若者や大人の交流の場としても活発に機能している。特にオフィス街に近い公園では、平日の昼間からスーツ姿のビジネスパーソンがベンチやテーブルを囲み、ランチを取りながら会話を交わす光景もよく見かける。観光客や学生、近隣住民といった異なる利用者層が同じ空間を共有し、それぞれの目的で公園を使いこなしている様子が印象的である。このように、ニューヨーク市の公園は、特定の年齢層や用途に限定された空間というよりも、日常生活の延長線上にある「誰もが滞在できる居場所」として機能している点が特徴であり、公園が市民の生活動線や働き方の中に自然に組み込まれており、そこが日本の公園利用との大きな違いであると考えられる。

ニューヨーク市における公園の活用方法は多岐にわたり、以下のように整理できる。

① レクリエーション・スポーツ施設としての利用

市内の公園には野球場、サッカー場、テニスコート、バスケットボールコートなど多様な運動施設が整備されており、年齢を問わず日常的にスポーツが行われ

ている。近年ではアメリカ発祥の新興スポーツであるピックルボール⁴⁴の人気の高まり、専用コート of 整備も進められている。また、小規模な公園にはフィットネス器具や遊具が配置され、日常の健康維持や余暇活動に資する場として機能している。



(図 2—10) 公園でスポーツを行う様子⁴⁵
(左上：バスケットボール、右上：ピックルボール、
左下：サッカー、右下：ソフトボール)

[筆者の体験談]

筆者も赴任 1 年目から地元の草野球チームに加わり、赴任期間中は定期的に公園で野球を行っていた。筆者が参加したチームは、現地のアメリカ人、日本からアメリカに移住した方や駐在員などさまざまなメンバーで構成されている。10 年以上前に発足したこのチームは毎年 JAA (Japan America Association of New

⁴⁴ テニスやバドミントンを簡略化した米国発祥のスポーツで、小規模なコートで軽量ボールをパドルで打ち合う。運動負荷が比較的 low、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめることから、公園や公共施設での導入が近年急速に進んでいる。

⁴⁵ 2025 年 9 月 3 日、15 日、St. Vartan Park 及びセントラル・パークにて筆者撮影。

York : ニューヨーク日米協会)⁴⁶が主催する野球リーグに参加しており、4月～8月頃にかけて毎週日曜日の朝にセントラルパークあるいはマンハッタンの北東に位置するランダルズアイランドの野球場で試合が行われる。同リーグには、10～15チームほどが参加しており、リーグ内で勝率の高かった上位4チームがプレイオフに進出でき優勝争いを行うが、筆者が参加した2年間で2回ともプレイオフに進出することができた。先述の通り、チーム内には現地企業で働く方、ニューヨーク市内の他の日系機関で働く方など様々な業種の方がおり、ネットワーキングの場としても活用することができた。普段知り合うことのない方ともスポーツを通じて知り合うことができ、公園が単に憩いの場として存在しているだけでなく、異なる背景を持つ人々が出会い、緩やかなつながりを形成する“ソーシャル・インフラ”としても機能していることを肌で感じることもできた。



(図2-11) 筆者が参加した野球チームの様子⁴⁷

② 文化・エンタメイベントの開催

公園では、野外コンサート、映画上映、ヨガ教室などのイベントが年間を通じて開催されている。これらの多くは無料で提供され、市民や観光客が気軽に参加できることから、公園が地域文化の発信拠点としても位置づけられている。イベント情報は公園局の公式サイトを通じて公開されており、とりわけ春から夏にかけては市内各地で毎日のように文化イベントが展開されている。

⁴⁶ 日米相互理解の促進と友好関係の強化を目的とする非営利団体で、ニューヨークを拠点に活動。1907年設立という長い歴史を持ち、ビジネス、文化、教育、公共政策など幅広い分野で日米の架け橋となっている。

⁴⁷ 2025年6月29日、セントラル・パークにて筆者撮影。



(図 2—12) 公園で開催されているイベントの様子⁴⁸

夏の間を実施される公園内での映画鑑賞イベントは特に人気で、シーズン中はニューヨーク市内のどこかの公園で毎日上映されている。大きな公園のみならず、プレイグラウンド（子供向け公園）などの小さな公園でも実施されており、大人から家族連れまで幅広い世代が楽しむことができ、夏の恒例イベントになっている。ニューヨーク市内の各公園における映画の上映に関する情報は公園局のホームページから確認できる。

Free Summer Movies



Email Updates
Subscribe to receive regular Film and Performances updates

Email Address

Noir, romance, action, sci-fi, and comedy—Parks has movie screenings for all types of film buffs.

Free Summer Movies Events

To FILTER events, use the menu on the right-hand side. Currently viewing 31 events from July 1, 2025 (4) to October 24, 2025



Thursday, July 10, 2025

JUL 10 Pluto TV Movies With A View at Brooklyn Bridge Park at Brooklyn Bridge Park, Brooklyn
6:00 p.m.–10:30 p.m.
Brooklyn Bridge Park's most popular series, Pluto TV Movies With A View, shows free outdoor movies on Thursday evenings in July and August
Free!



Friday, July 11, 2025

JUL 11 Summerstarz 2025: Inside Out 2 at WNYC Transmitter Park, Brooklyn
8:00 p.m.–10:00 p.m.
Town Square BK's SummerSTARZ 2025 free movies are back in Transmitter Park.
Free!

Must See Event



Thursday, July 17, 2025

JUL 17 Pluto TV Movies With A View at Brooklyn Bridge Park at Brooklyn Bridge Park, Brooklyn
6:00 p.m.–10:30 p.m.
Brooklyn Bridge Park's most popular series, Pluto TV Movies With A View, shows free outdoor movies on Thursday evenings in July and August
Free!



Friday, July 18, 2025

JUL 18 Summerstarz 2025: Top Gun Maverick at WNYC Transmitter Park, Brooklyn
8:00 p.m.–10:00 p.m.
Town Square BK's SummerSTARZ 2025 free movies are back in Transmitter Park.
Free!

Must See Event



(図 2—13) 市内公園での映画上映情報（公園局 HP で公開）⁴⁹

⁴⁸ 2024 年 6 月 12 日、2025 年 9 月 3 日、ブライアント・パーク及びセントラル・パークにて筆者撮影。

⁴⁹ NYC Parks 「Free Summer Movies」

[<https://www.nycgovparks.org/events/free-summer-movies>]（最終検索日：2026 年 1 月 28 日）

[筆者の体験談]

筆者も赴任期間中に、ニューヨーク市内の複数の公園において実施されている野外映画上映イベントを訪問し、その参加状況や運営方法について比較観察を行った。対象とした公園は、**Brooklyn Bridge Park**、**Bryant Park** といった観光資源化が進んだ大規模公園に加え、**Carl Schurz Park**、**Crack Is Wack Playground**、**Matthews-Palmer Playground**、**St. Vartan Park**、**Hell's Kitchen Park** など、地域住民の利用を主とする近隣公園である。

まず、**Brooklyn Bridge Park** 及び **Bryant Park** では、上映開始時刻には芝生エリアがほぼ埋め尽くされ、上映数時間前から場所取りが行われていた。参加者に話を聞くと、場所を確保するため、芝生が開場される午後5時頃から公園を訪れ、2、3時間ほどピクニックをしながら上映開始を待っていたとのことであった。これらの公園は観光地としての知名度が高く、周辺にオフィス街や商業施設、観光動線を抱えていることから、映画上映が都市の夜間レジャーや観光体験の一部として機能していることがうかがえた。また、**Brooklyn Bridge Park** では、シーズン最終回の上映作品をオンライン投票で決定する仕組みも導入されており、観客が企画段階から関与できる工夫が見られた。

一方で、**Carl Schurz Park** や **Crack Is Wack Playground**、**Matthews-Palmer Playground**、**St. Vartan Park**、**Hell's Kitchen Park** といった比較的小規模な公園では、参加者数は10~20名程度にとどまる場合が多く、観光客よりも近隣住民や家族連れの姿が目立っていた。これらの公園における映画上映は、集客を目的としたイベントというよりも、地域住民の日常的な文化サービスとしての性格が強いと考えられる。混雑はなく、子ども連れが気軽に参加できる雰囲気は保たれていた点が印象的であった。

また、野外映画上映は雨天時には中止されることがあるものの、参加者数が少ないことを理由に中止されることは基本的にないという運営方針が共通して見られた。実際、上映開始時点では数名しか参加していない公園であっても上映は予定通り行われ、途中から音や映像に気づいて立ち寄る来園者も見受けられた。この点は、公園イベントが「人を集めるための施策」ではなく、誰でもアクセスできる公共的な文化機会の提供として位置づけられていることを示している。

また、一部の公園では無料でポップコーンが配布されており、来園者への小さな付加価値の提供を通じて参加の敷居を下げる工夫も見られた。上映開始前には、市議会議員からのメッセージビデオが放映されるケースもあり、本事業が自治体と民間組織の連携のもとで実施されていることが来園者に明示されていた。これは、公園イベントを単なる娯楽にとどめず、公共事業としての位置づけや正当性を可視化する役割を果たしていると考えられる。

このように、野外映画上映イベントは、公園の規模や立地に応じて異なる役割を担っており、観光型公園では都市のにぎわい創出や観光資源として、近隣型公園では地域コミュニティを支える文化的基盤として機能している。参加者数にか

かわらず継続的に実施される運営姿勢や、観客の関与を促す仕組みは、公園を「みんなの場所」として支え合う市民意識の醸成につながっているといえる。



(図 2—14) Brooklyn Bridge Park⁵⁰



(図 2—15) Bryant Park⁵¹



(図 2—16) Carl Schurz Park⁵²



(図 2—17) Crack Is Wack Playground⁵³

⁵⁰ 2024年8月29日、Brooklyn Bridge Parkにて筆者撮影。

⁵¹ 2024年6月10日、Bryant Parkにて筆者撮影。

⁵² 2024年6月8日、Carl Schurz Parkにて筆者撮影。

⁵³ 2024年8月15日、Crack Is Wack Playgroundにて筆者撮影。



(図 2—18) Matthews-Palmer Playground⁵⁴



(図 2—19) St. Vartan Park⁵⁵



(図 2—20) Hell's Kitchen Park⁵⁶

③ ボランティア活動の場

公園の維持管理においては市民ボランティアの役割が極めて大きい。清掃活動や植栽、ガーデニングなど、誰もが参加可能な活動の機会が制度的に提供されており、これにより、市民の主体的な関わりを通じた公共空間の維持とコミュニティ形成が促進されている。(詳細は後述)。

④ 地域経済・観光の拠点

公園は地域経済の拠点としても活用されている。園内や周辺ではキッチンカー、フリーマーケット、ホリデーマーケットなどが展開され、地元事業者の収益機会を創出している。更に、セントラル・パークやブライアント・パークのように、世界中から観光客を惹きつける場所も多く、都市観光資源として極めて重要な役割を果たしている。

⁵⁴ 2024年6月13日、Matthews-Palmer Playgroundにて筆者撮影。

⁵⁵ 2024年5月24日、St. Vartan Parkにて筆者撮影。

⁵⁶ 2024年5月28日、Hell's Kitchen Parkにて筆者撮影。



(図 2—21) 公園近くに出店するキッチンカー⁵⁷



(図 2—22) セントラルパーク周辺をまわる観光用の馬車⁵⁸



(図 2—23) 各公園で実施されるマーケットの様子⁵⁹

⑤ 都市インフラ・防災の役割

公園は都市インフラとしての機能も有している。雨水貯留やグリーンインフラ整備を通じて洪水防止やヒートアイランド現象の緩和等に寄与しており、これらの取組は、ニューヨーク市の長期総合戦略「OneNYC」における持続可能性・レジリエンス向上の柱とも密接に結びついている。

セントラル・パークの北部に位置する Jacqueline Kennedy Onassis Reservoir (ジャクリーン・ケネディ・オナシス貯水池)⁶⁰ は、面積が 106 エー

⁵⁷ 2025 年 9 月 3 日、ブライアント・パークにて筆者撮影。

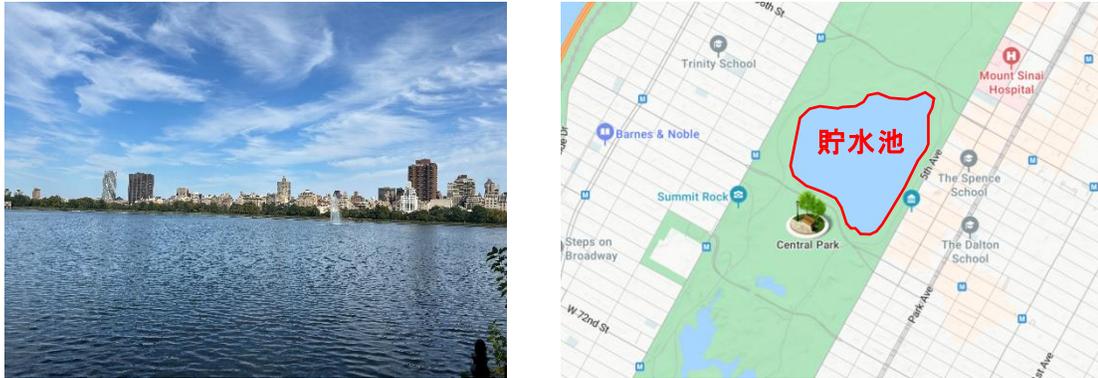
⁵⁸ 2024 年 4 月 7 日、セントラル・パークにて筆者撮影。

⁵⁹ 2025 年 12 月 8 日、2026 年 1 月 9 日、Union Square Park 及びブライアント・パークにて筆者撮影。

⁶⁰ Central Park Conservancy 「Reservoir」

[<https://www.centralparknyc.org/locations/reservoir>] (最終検索日：2026 年 1 月 28 日)

カー（約 0.43 km²）にも及ぶセントラル・パーク内最大の水域であり、19 世紀中期のニューヨーク市の給水インフラとして建設された。給水機能は 1993 年に終了したが、その広大な水面と周囲のランニングトラックは都市の重要な景観・レクリエーション空間となっている。また、1994 年の改名以降、ジャクリーン・ケネディ・オナシスの貢献を記念するランドマークとして市民・観光客に親しまれている。現在も周囲の自然環境や公園の整備を通じて、歴史的・文化的価値を保ちながら活用されている。



（図 2—24）セントラル・パークの貯水池（地図は Google Map より）⁶¹

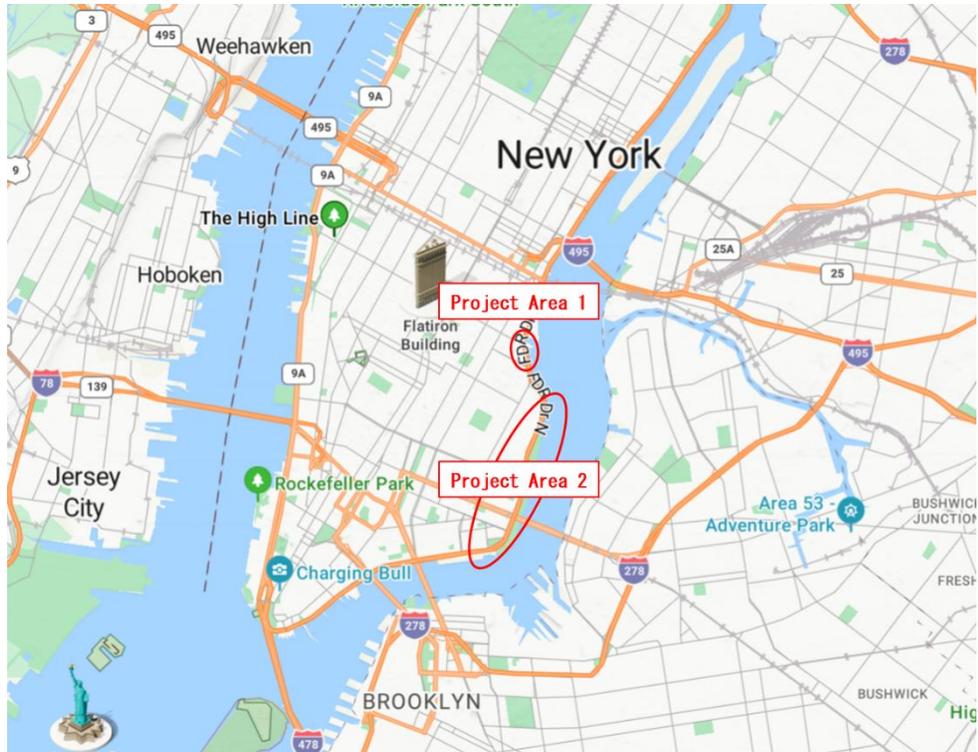
また、現在進行中のインフラ整備の代表例として、イーストサイド沿岸耐性強化（East Side Coastal Resiliency : ESCR）プロジェクト⁶²が挙げられる。ESCR プロジェクトは、ニューヨーク市と連邦政府が共同で資金を提供する沿岸保護イニシアチブであり、マンハッタン東側のイースト 25 丁目からモンゴメリーストリートに至る沿岸地域を対象として、沿岸暴風雨や海面上昇による洪水リスクの低減を目的として実施されている。本プロジェクトの対象範囲は、100 年洪水区域内に位置する地域のうち、海岸線に沿って地盤が比較的高くなっている自然の「狭窄点（choke point）」と一致しており、南北から流入する水を遮断する防護システムを構築しやすい地形条件を活用している点に特徴がある。

ESCR の主要な改修内容は、高潮時に機能する可動式フラッドゲートの設置と、公園・園路・歩道を含む地盤のかさ上げであるが、単なる防災施設整備にとどまらず、公園空間全体を防災インフラとして再構築することを目的としており、日常利用と気候変動対策を両立させる都市型レジリエンス事業として位置づけられている。

⁶¹ 2025 年 9 月 15 日、セントラル・パークにて筆者撮影。

⁶² NYC 「East Side Coastal Resiliency」

[<https://www.nyc.gov/site/escr/index.page>]（最終検索日：2026 年 2 月 4 日）



(図 2—25) プロジェクト実施位置 (Google Map より、筆者追記)

本プロジェクトは、整備内容や都市構造の違いに応じて、**Project Area 1** と **Project Area 2** の二つの区域に分けて段階的に進められている。

Project Area 1 は、モンゴメリーストリートからイースト 13 丁目付近にかけての区間で、主に **East River Park** を含むエリアである。この区域では、公園そのものを洪水防護インフラとして機能させることを目的に、園地全体の地盤を大規模に嵩上げする手法が採用されている。地盤は約 2.4～3.0 メートル引き上げられ、防潮壁や可動式洪水ゲート、排水インフラの強化と組み合わせることで、連続的な防災機能を確保している。園路や運動施設、緑地は嵩上げ後に再配置され、防災機能と日常的な公園利用を両立させる設計となっている点が特徴である。この **Area 1** は、「防災施設を後付けする」のではなく、公園そのものを防災インフラへと転換するモデルとして、**ESCR** 全体の中でも象徴的な区間と位置づけられている。

一方、**Project Area 2** は、イースト 13 丁目からイースト 25 丁目までの北側区間であり、**East River Park** の外側に広がる市街地、道路、歩道、公共施設などを含む区域である。この区域では、公園だけで防災機能を完結させるのではなく、都市構造そのものに洪水防護機能を組み込む設計が採られている。具体的には、道路や歩道の嵩上げ、常設・可動式防潮壁の設置、洪水時に閉鎖可能なゲートの整備などを通じて、市街地と公園が一体となって水の侵入を防ぐ仕組みが構

築されている。高密度な市街地においてもレジリエンスを確保するための実践的な手法として位置づけられている点が、この区域の大きな特徴である。

ESCR 全体を通じて一貫しているのは、従来型の防潮堤のように地域を物理的に分断するのではなく、洪水防護機能を公園や街路といった公共空間の中に溶け込ませる考え方である。これにより、防災対策と同時にウォーターフロントのオープンスペースやアクセス性の向上が図られ、公園は「非常時のみ機能する施設」ではなく、平常時にも市民に利用されながら都市を守るインフラとして再構築されている。

ESCR プロジェクトの建設は 2020 年秋に開始され、段階的に整備を進めながら 2026 年まで継続される計画である。本事例は、防災・減災対策を公園整備と一体的に進めることにより、公園を都市のレジリエンスを支える重要なインフラとして再定義する取組であり、都市公園がレクリエーション機能にとどまらず、防災・環境・都市政策を統合する装置として機能し得ることを示している。

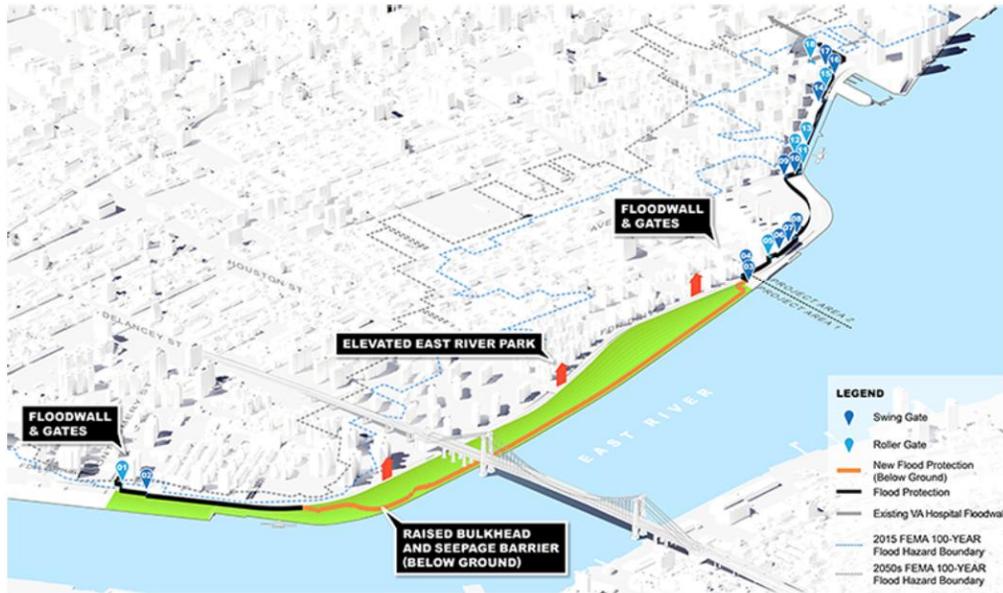


(図 2—26) Project Area 1 及び Project Area 2⁶³

⁶³ NYC 「Construction Project Areas for East Side Coastal Resiliency」

[<https://www.nyc.gov/site/escr/project-updates/project-updates.page>] (最終検索

日：2026 年 2 月 26 日)



(図 2—27) ESCR の統合洪水防護システム⁶⁴

⁶⁴ NYC 「Resiliency and Flood Protection」

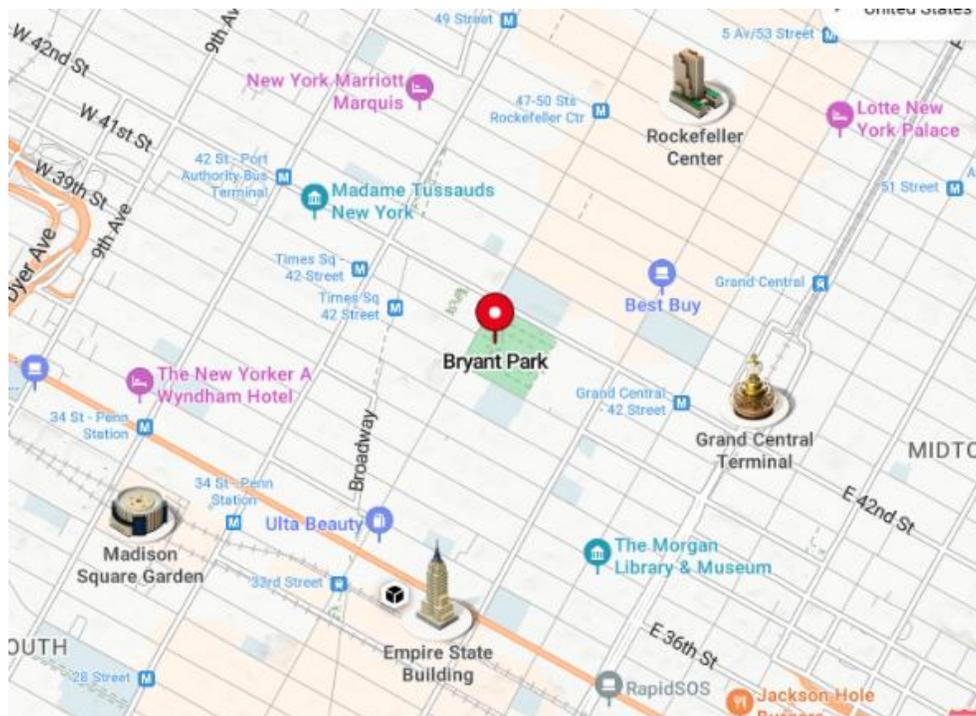
[<https://www.nyc.gov/site/escr/about/resiliency-and-flood-protection.page>] (最終検索日：2026年2月26日)

第3章 事例分析：ブライアント・パークの取組

第1節 ブライアント・パークの概要と特徴

先述の通りニューヨーク市における公園整備において、公民連携での体制づくりが重要な役割を担っている。特に、ブライアント・パークは、規模こそ小さいものの、公共空間を活用した民間主導の管理・運営の成功例として広く知られている。そこで、本章ではブライアント・パークを例にとり、その管理運営の仕組みについて紹介する。

ブライアント・パークは、マンハッタンの中心部ミッドタウンに位置する約9.6エーカー（約0.04km²）規模の公共公園である。敷地は5番街（5th Avenue）と6番街（Avenue of America）及び40丁目と42丁目に囲まれ、東側にはニューヨーク公共図書館の本館が隣接している。都心部の一等地に立地しながら豊かな緑地空間を有しており、年間約1,200万人以上が訪れる、ニューヨークを代表する都市公園の一つである⁶⁵。



（図3-1）ブライアント・パークの立地（Google Mapより）

公園内には2002年に設置された常設のメリーゴーラウンド「Le Carrousel」があり、フランス風の繊細な装飾が施された小規模な施設として、子ども連れの家族を中心に人気を集めている。また、「ニューヨークで最も美しい」と評される公共トイレは、公園

⁶⁵ Bryant Park Corporation 「Bryant Park NYC」 [<https://bryantpark.org/>]（最終検索日：2026年1月28日）

を象徴する存在である。大理石や真鍮を用いた内装や花・音楽による演出、徹底した清掃管理により、利用者に快適な環境を提供している。

更に、無料 Wi-Fi や約 40 基の屋外コンセント、携帯充電施設などが整備されており、観光客だけでなくオフィス街のビジネスパーソンにとっても利便性が高い。こうしたアメニティの充実は、公園を単なる緑地ではなく「都市の共有リビングルーム」として機能させている。

このように、ブライアント・パークはその立地条件、利用規模、快適性やデザイン性とともにより独自の運営形態や経済効果が高く評価されており、ニューヨーク市における公園政策の象徴的事例として位置づけられる。



(図 3-2) 公園内の芝生エリア⁶⁶



(図 3-3) 常設のメリーゴーランド⁶⁷



(図 3-4) 公園内のトイレ外観⁶⁸



(図 3-5) 便座に自動で装備される衛生シート⁶⁹

⁶⁶ 2024 年 5 月 19 日、ブライアント・パークにて筆者撮影。

⁶⁷ 2024 年 4 月 6 日、ブライアント・パークにて筆者撮影。

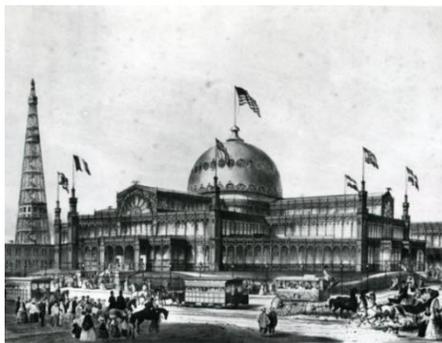
⁶⁸ 2025 年 9 月 3 日、ブライアント・パークにて筆者撮影。

⁶⁹ 2025 年 6 月 9 日、ブライアント・パークにて筆者撮影。

第2節 再生の歴史：荒廃から賑わいの場へ

ブライアント・パークは現在、年間約1,200万人が訪れる都市のオアシスとして知られているが、その姿に至るまでには数度の変遷を経験してきた⁷⁰。

起源をたどると、現在の敷地は1686年に公有地として指定され、19世紀初頭には貧困者の埋葬地（Potter's Field）として利用されていた。その後、1839～42年にはクロトン給水池（Croton Distributing Reservoir）が建設され、ニューヨーク市初の近代的上水道システムの一部として重要な役割を果たした。1853年には、給水池西側の敷地にガラスと鉄で造られたニューヨーク・クリスタルパレスが建設され、産業博覧会が開催されたことにより、この地は市民と観光客が集う大規模な催事空間となった。更に1934年には、建築家ルスビー・シンプソンらによるフランス古典主義様式の再設計が行われ、現在も残る大芝生や並木道、噴水広場が整備された。こうしてブライアント・パークは『歴史的ランドマーク』としての性格を帯びる一方で、20世紀後半には、財政難と治安悪化という都市問題を色濃く映し出す空間へと変質していった。



（図3-6）各施設の写真及びイメージ図⁷¹

（左上：Potter's Field、右上：Croton Distributing Reservoir、左下：ニューヨーク・クリスタルパレス、右下：1934年に再開園したブライアント・パーク）

⁷⁰ Bryant Park Corporation 「History」 [<https://bryantpark.org/the-park/history>]（最終検索日：2026年1月28日）

⁷¹ Bryant Park Corporation 「History」 [<https://bryantpark.org/the-park/history>]（最終検索日：2026年1月28日）

1970年代に入ると、ニューヨーク市の財政危機と治安悪化の影響を受け、公園は荒廃した。薬物常用者やホームレスが多数集まり、「Needle Park（注射針の公園）」と呼ばれるほどに危険な場所となり、市民が安心して立ち入ることができない状況に陥った。こうした状況を前に、『公共空間のあり方そのものを変えなければならない』という危機感が、市や周辺の不動産オーナーの間で共有されるようになった。

転機となったのは1980年である。市と周辺ビルのオーナーが協力してBryant Park Restoration Corporation（BPRC）を設立し、民間の知見と資金を取り入れた新たな管理運営体制の試みが始まった。ロックフェラー財団の支援やアーバンデザイナーの提案を受け、治安改善や芝生の整備、フェンス改修、イベント導入などが段階的に実施された。特に1988年以降の再設計プロジェクトでは、入口の開放、照明や園路の改善、レストランや売店の設置が進められ、活動拠点としての機能が高められた。

1992年のリニューアルオープン後、ブライアント・パークは市民・観光客が安心して集う場所として復活し、ランチタイムには数千人が芝生に集まるほどの賑わいを見せるようになった。治安は劇的に改善され、周辺の不動産価値も上昇するなど、都市再生の成功事例として広く認知されるに至った。

（表3-1）ブライアント・パークの歴史⁷²

年	出来事	内容・特徴
1686	公有地指定	ニューヨーク植民地総督トマス・ドンガンが現在の敷地を公共用地に指定。
1822-23	貧困者の墓地	市の管轄下に入り、翌年から墓地として利用。1840年に廃止。
1839-42	クロトン給水池建設	花崗岩の巨大壁に囲まれた4エーカー（約0.016km ² ）の配水池。市初の近代水道システムの一部。
1853	ニューヨーク・クリスタルパレス建設	ロンドン博覧会を模した展示施設。100万人以上が来場。1858年に火災で焼失。
1853	ラッティング展望塔建設	当時市内で最も高い315フィートの展望塔。1856年に火災で焼失。
1860年代	南北戦争期	北軍兵舎として使用。1863年の徴兵暴動で孤児院が焼失する事件も発生。
1884	「ブライアント・パーク」に改称	詩人・新聞編集者・市民改革家ウィリアム・カレン・ブライアントを記念して命名。
1911	ニューヨーク公共図書館本館完成	公園の東側に図書館が竣工。背後にテラスや休憩所が設置。
1920年代	地下鉄建設による閉鎖	IRT建設工事のため北半分が長期間閉鎖され、資材置き場として利用。

⁷² Bryant Park Corporation 「History」 [<https://bryantpark.org/the-park/history>]（最終検索日：2026年1月28日）

1934	再設計と再開園	フランス古典主義様式に基づき大芝生、並木、噴水などを整備。9月14日再開園。
1974	景観ランドマーク指定	市ランドマーク保存委員会により「景観ランドマーク」に指定。
1970-80年代	荒廃期	犯罪多発、薬物常用者が集まり「Needle Park」と呼ばれる。
1980	BPRC 設立	市と民間が協力し、抜本的な再生計画を開始。
1988	再設計案承認	入口改修、照明・園路改善、レストラン・売店整備などを計画。
1992	リニューアルオープン	文化イベントや商業活動を取り入れ、安全でにぎわう都市空間へと再生。

第3節 管理団体（Bryant Park Corporation）の組織と運営手法

ブライアント・パークの現在の姿を支えているのが、ブライアント・パーク・コーポレーション（Bryant Park Corporation, 以下 BPC）である。BPC は 1980 年、都市マネジメントの専門家ダニエル・ビーダーマンと、タイム社元会長アンドリュー・ハイスケルにより設立され、ロックフェラー兄弟基金の支援を受けて誕生した非営利の民間運営組織である⁷³。設立の直接の背景には、先述の 1970 年代に深刻な荒廃に陥ったブライアント・パークを再生する必要性があった。

BPC はニューヨーク市の BID（Business Improvement District）制度に基づいて運営されている。BID とは、先述の通り、特定区域の不動産所有者や事業者が協力して拠出する賦課金を財源とし、区域の環境改善や経済活性化を図る仕組みである。BPC の場合、区域内の不動産所有者が負担する賦課金を市が徴収し、BPC に配分することで基礎的な財源が確保される。

更に BPC は、スポンサー収入、イベント収益、飲食施設の賃料、営業権収入などを積極的に活用し、公共資金に依存しない自立的な運営を確立している。特に冬季に開催される「Winter Village」は収入の 6 割を占める中核事業であり、公園が単なる憩いの場にとどまらず、都市経営の資源として活用されていることを示している。

BPC が公表した 2024 年度の財務報告⁷⁴によれば、総収入は約 3,004 万ドルであり、その内訳の約 60%を Winter Village 関連収入が占める。BPC の収入のうち BID 賦課金

⁷³ Bryant Park Corporation 「About Us」 [<https://bryantpark.org/?/about-us>]（最終検索日：2026 年 1 月 28 日）

⁷⁴ Bryant Park Corporation 「Bryant Park Corporation and Bryant Park Management Corporation Consolidated Financial Statements（2024 年 6 月 30 日発行）」

[https://bryantpark.org/assets/uploads/documents/general/FY24_BryantParkCo

は約 8%を占めるのみで、大部分をイベント収益や賃貸収入が占めている。一方、支出は約 2,950 万ドルで、そのうち約 43%が Winter Village 関連経費に充てられている。清掃・警備・園芸管理・プログラム運営といった日常的な維持管理に加え、レストランや売店といった収益事業もあわせて運営している点に特徴がある。

BPC は理事会を中心に運営されており、地元の不動産オーナーや企業経営者、地域団体の代表が参加している。意思決定は地域全体の利益を反映させる形で行われ、公園と周辺街区の清掃、安全対策、イベント運営、美化・景観整備に責任を持つ。また、BPC はその革新的な公共空間運営手法が高く評価され、ニューヨーク市内外で数多くの賞を受賞してきた。ニューヨーク・タイムズなど主要メディアでも繰り返し紹介されており、「公民連携による公共空間マネジメントの先駆的成功例」として位置づけられている。日本の多くの公園が自治体予算に大きく依存しているのに対し、BPC は BID 賦課金を呼び水としながらも、収入の大部分をイベントやテナント賃料などの事業収入で賄っている点に特徴がある。

(表 3-2) BPC の収入一覧 (2024 年度の財務報告より)

内訳	金額 (\$)	割合 (%)
BID 賦課金	2,500,000	8.3
Winter Village 関連収入 (スポンサー料含む)	18,235,280	60.7
スポンサー収入	2,379,408	7.9
レストラン・カフェの賃貸	2,503,588	8.3
公園使用料	1,315,159	4.4
営業権収入 (Concessions)	2,730,727	9.1
利息収入 (Interest)	224,339	0.7
その他	157,441	0.5
計	30,045,942	100.0

(表 3-3) BPC の支出一覧 (2024 年度の財務報告より)

内訳	金額 (\$)	割合 (%)
資本プロジェクト (公園)	2,087,504	7.1
資本プロジェクト (レストラン)	18,619	0.1
公園管理	3,003,532	10.2
警備	2,180,611	7.4
小売業支援・プロモーション	1,149,129	3.9
公共イベント	2,494,789	8.5

Winter Village 関連支出	12,563,831	42.6
公園プログラム	1,835,546	6.2
メリーゴーランド	570,091	1.9
読書スペース	579,755	2.0
園芸管理	782,888	2.7
一般管理費	1,974,244	6.7
資金調達のための経費	262,518	0.9
計	29,503,057	100.0

第4節 多彩な活動プログラム

ブライアント・パークは、その立地やアメニティの充実に加え、年間を通じて多彩なプログラムやイベントが実施されている。ヨガやダンス、読書会、フリーマーケット、野外コンサートなど、日常的に多様な催しが行われており、更に冬には芝生広場がアイススケートリンクに姿を変えるなど、季節ごとに異なるテーマを楽しむことができる。これらのプログラムは無料で参加できるものが多く、市民から観光客まで幅広い層に開かれている。また、公園には卓球台、ボードゲーム、読書スペースなど、誰もが自由に楽しめる常設のアクティビティが整備されている。いずれも無料（メリーゴーラウンドを除く。）で利用でき、日常的に市民の憩いと交流を支えている。



(図3-7) 公園に常設されているチェスボードや卓球台⁷⁵

1 野外映画上映イベント

ブライアント・パークの象徴的な夏のプログラムが、毎年6月から8月にかけて開催される野外映画上映イベントである。2025年には第32回目のシーズンを迎え、ニューヨークの夏の恒例行事として広く定着している。映画は毎週月曜日の夜に、公園中央の芝生広場に設置された巨大スクリーンで上映される。上映は日没後の午後8時

⁷⁵ 2025年9月3日、ブライアント・パークにて筆者撮影。

頃に開始されるが、芝生スペースは午後5時から開放され、既にその時点で多くの来場者が集まり始める。観客は家族連れ、カップル、友人グループ、観光客など多様であり、世代や背景を問わず楽しめる点が特徴である。

このイベントは1992年に「Bryant Park Summer Film Festival」として始まった⁷⁶。発案者は当時のBPCエグゼクティブ・ディレクターであるダニエル・ビーダーマン氏であり、郊外で見かけた屋外映画イベントから着想を得て、HBOの支援を受けて実現に至った。当時のミッドタウンは治安が悪く、夜間に人を呼び込むことは大きな挑戦と見なされていたが、この上映会は安全性を示す試みとしても重要な役割を果たした。その後、上映作品は主に1970年代以前のクラシック映画を中心に構成され、現在も幅広い層が楽しめる文化的プログラムとして継続している。

このように野外映画上映は、単なる娯楽にとどまらず、公園の安全性を高め、都市空間に人々を呼び戻す契機となった点で、ブライアント・パークの再生と持続的な発展を象徴する取組の一つである。行政主導の治安対策だけではなく、『人が集まることで安全をつくる』というソフト面のアプローチを体現した取組と評価できる。



(図3-8) 映画上映の様子（芝生部分は参加者で埋め尽くされる）⁷⁷

⁷⁶ Bryant Park Corporation 「Bryant Park Movie Series Perseveres」
[<https://bryantpark.org/blog/bryant-park-movie-series-perseveres>]（最終検索日：2026年1月28日）

⁷⁷ 2024年6月10日、ブライアント・パークにて筆者撮影。



JUNE 9	PRETTY IN PINK
JUNE 16	THE WOOD
JUNE 23	KINKY BOOTS
JUNE 30	STAND BY ME
JULY 7	GOOD WILL HUNTING
JULY 14	INTERSTELLAR
JULY 21	GHOST
JULY 28	PULP FICTION
AUGUST 4	BLADES OF GLORY
AUGUST 11	THE GODFATHER
LAWN OPENS AT 5PM, MOVIES START AT 8PM	

(図 3-9) 2025 年度の上映プログラム (詳細は公式 HP より確認可能) ⁷⁸

2 Winter Village

夏には映画上映やヨガ、ピクニックなどに利用される芝生広場も、冬季には大きく姿を変える。例年 10 月下旬から翌年 1 月上旬にかけて、芝生部分が全面的にアイススケートリンクに転換され、その周囲にはホリデーマーケットが設置される。この「Winter Village」は、Bank of America をメインスポンサーとして開催されており、ニューヨークの冬の風物詩として広く定着している⁷⁹。

歴史をたどると、2002 年に「Holiday Shops」として初めて導入された。当初は、ドイツの伝統的なクリスマスマーケット (Christkindl market) をモデルとし、約 80 店舗が出店する比較的小規模なものであった。その後、2005 年に芝生広場に入場無料のアイススケートリンクが設置されたことによって、公園全体が冬季の観光拠点として機能するようになり、現在の「Winter Village」としての基本形が確立された。以降、出店規模は拡大を続け、近年では 170 を超える店舗が集まる大規模なホリデーマーケットへと発展している。

ホリデーマーケットには、ニューヨーク市及びその周辺地域を拠点とする小規模ビジネスやクリエイターが多数出店し、アパレル、アート、ギフト雑貨、スイーツなど多様な商品を提供している。地元の起業家や職人を支援する場としても重要であり、単なる商業イベントにとどまらず、地域経済の活性化と文化的交流を促進する拠点として機能している。来場者数は非常に多く、シーズンを通して数百万人規模が訪れる人気イベントであり、観光資源としても大きな役割を果たしている。Winter Village

⁷⁸ Bryant Park Corporation 「Paramount+ Movie Nights at Bryant Park NYC」
[\[https://bryantpark.org/activities/movie-nights\]](https://bryantpark.org/activities/movie-nights) (最終検索日：2026 年 1 月 28 日)

⁷⁹ Bryant Park Corporation 「Ice Skating, Holiday Shops, The Lodge, and much more at New York City's Bryant Park」
[\[https://bryantpark.org/activities/bank-of-america-winter-village-at-bryant-park\]](https://bryantpark.org/activities/bank-of-america-winter-village-at-bryant-park) (最終検索日：2026 年 1 月 28 日)

は BPC の財政を支える中核事業であると同時に、公園空間を通じた冬季の観光・商業振興の装置として位置づけられている。



(図 3—10) 芝生部分に設置されるアイススケートリンク⁸⁰



(図 3—11) Winter Village の様子 (巨大なクリスマスツリーも設置)⁸¹

⁸⁰ 2025 年 1 月 20 日、ブライアント・パークにて筆者撮影。

⁸¹ 2025 年 11 月 22 日、ブライアント・パークにて筆者撮影。

第4章 地域・民間との連携メカニズム

第1節 ボランティアの役割と育成

米国社会において、ボランティア活動は公共サービスを支える不可欠な要素であり、世代や属性を問わず幅広い層が参加している点に特徴がある。日本では主に定年後の高齢者が地域奉仕の一環として従事するケースが多いのに対し、米国では学生や社会人を含む多様な層が関与しており、教育・キャリア形成・ネットワーキングの一環として積極的に参加している。このような文化的背景により、ボランティアは単なる「善意活動」ではなく、自己の成長と公共への貢献を結びつける社会的行為として位置づけられている⁸²。

このような傾向は、公園の管理・運営においても顕著にみられる。公園の基本的な所有・管理は市公園局やコンサーバンシー等の非営利組織が担っているが、実際のイベント運営、清掃、植栽、案内、教育支援などの多様な活動はボランティアの参加によって成り立っている。ニューヨーク市では、公園局が「Volunteer Program」を制度化し、市民が緑地の美化や清掃、植栽、自然保護、イベント補助など多様な活動に参加できる仕組みを整えている。2025年には同プログラムの累計参加者が100万人を突破し、累計活動時間は2億時間超に達した⁸³。代表的な取組には、全市規模の清掃活動「It's My Park」や、550以上のコミュニティガーデンを支援する「GreenThumb⁸⁴」があるが、特にGreenThumbでは、活動功労者を表彰する「Garden Recognition Awards」が実施され、参加者のモチベーション維持につながっている⁸⁵。

また、特定の公園を管理するコンサーバンシー等の民間組織も独自にボランティアを組織化している。たとえばCentral Park Conservancyでは約400人の登録ボランティアが年間50,000時間以上の活動を行い、公園ガイド、園芸補助、イベント運営、観光案内

⁸² 米国におけるボランティアの一例として、JETプログラム同窓会組織（JETAA）の活動が挙げられる。JETAAは元参加者によって構成され、日本文化や国際交流の普及を目的に全米各地で活動しており、全てがボランティアによって支えられている。筆者も実務を通じて彼らと協働する機会があったが、多様な職業に従事しながら時間を割いて活動する姿勢は、米国社会におけるボランティア意識の高さを象徴するものであるといえる。

⁸³ NYC Parks 「Press Releases」 [<https://www.nycgovparks.org/news/press-releases?id=22250&utm>]（最終検索日：2026年2月4日）

⁸⁴ NYC Parks 「GreenThumb Main Page」 [<https://www.nycgovparks.org/greenthumb>]（最終検索日：2026年2月4日）

⁸⁵ NYC Parks 「Join the Celebration of Community Gardening this Season」 [<https://newsletters.nycgovparks.org/index.php?action=social&c=6c42b03ef24ab04cafe5e3e55949ebb6.116445&utm>]（最終検索日：2026年2月4日）

など幅広く携わっている⁸⁶。更に、年次レセプションや研修、感謝イベントなどの Volunteer Recognition（表彰制度）を導入し、活動の質と持続性を高めている点も特徴的である。

このように、ニューヨーク市の公園におけるボランティア活動は、行政・NPO・地域住民が協働する制度的枠組みの中に組み込まれている。日本に比べ活動領域は格段に広く、清掃や植栽にとどまらず、教育・文化イベントや観光案内にまで及んでいる。そこには「行政に任せる」ではなく「自ら育て上げる生活空間」として公園を捉える市民意識が強く働いており、持続的な市民参加の基盤となっている。

1 体験談・参加者の声を通じた実感的紹介

ここでは、筆者が 2025 年 10 月 5 日に実際に参加したニューヨーク市内の公園で行われているボランティア活動「Tree Count 2025」の様子を紹介する。このプログラムは、公園局が約 10 年に 1 度実施している樹木調査であり、市内の公園及び街路樹を対象に、樹種、幹の直径、健康状態、構造的リスク等を把握することを目的としている。公園局の公式ウェブサイト⁸⁷によれば、収集されたデータは、今後の剪定計画や更新計画、倒木リスク管理、さらには気候変動への適応策やヒートアイランド対策など、都市の緑地政策全般に活用されるとされている。

本プログラムへの参加は、公園局が運営する公式ウェブサイト上のボランティア募集ページから行った。公園局ホームページのボランティア一覧（図 4-1）には、公園清掃、植栽、イベント補助、環境教育など多様なプログラムが掲載されており、Tree Count 2025 もその一つとして位置づけられている。参加希望者は、日時・場所を選択した上で、氏名や連絡先等の必要事項を入力するだけで申し込みが完了する仕組みとなっており、申し込み後には、集合場所、持ち物、服装、天候時の対応、使用するアプリの事前ダウンロード等について記載された案内メールが自動送信され、当日に向けた準備を行うことができた。特別な資格や経歴は求められず、誰でも気軽に参加できる点が印象的であった。このように、ニューヨーク市では、公園ボランティアへの参加が、特定の団体や個人に限られるものではなく、オンライン上の共通プラットフォームを通じて広く開かれている。参加のハードルを低く設定しつつ、必要な情報やサポートを事前に提供する仕組みが整備されていることは、市民参加を継続的に促す上で重要な要素であると感じられた。

⁸⁶ Central Park Conservancy 「Institute for Urban Parks（2014 年 10 月 23 日発行）」 [<https://assets.centralparknyc.org/pdfs/institute/p2p-events/CPC-Seminar-2014-10-23-Volunteers.pdf?utm>]（最終検索日：2026 年 2 月 4 日）

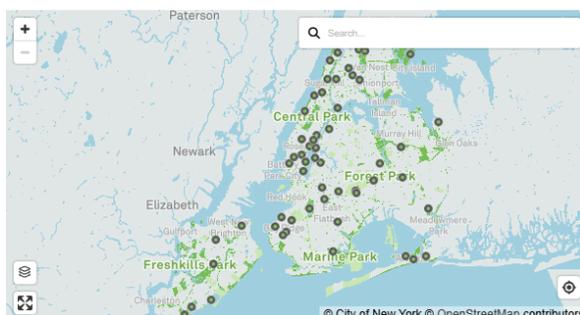
⁸⁷ NYC Parks 「HUB site - TreesCount2025」 [<https://treescount-2025-nyc.hub.arcgis.com/>]（最終検索日：2026 年 2 月 4 日）

If you want to do something special in the city, NYC Parks can match you with the right volunteer opportunity for you! Fulfill a service day by spending time outdoors and making new friends. From a neighborhood park to New York City's wildest natural areas, we work with hundreds of park partner groups across the city to find meaningful opportunities to give back to your park.

Looking for more volunteer opportunities? Check out our [Let's Green NYC](#) page! We'll match you with a volunteer group that you'll love, and find the group that's right for you!

Volunteer Events

To FILTER events, use the menu on the right-hand side. Currently viewing 188 events from August 26, 2025 to December 10, 2025



Tuesday, August 26, 2025

AUG 26 **Sunset Series**
at Prospect Park, Brooklyn 🌿
5:00 p.m.–7:00 p.m.
Make the most of longer days in the warmer months and join the Alliance to get outside and lend a hand at locations throughout Brooklyn's Backyard.
Free!



Wednesday, August 27, 2025

AUG 27 **Woodlawn Wednesdays in Van Cortlandt Park**
at Woodlawn Playground (in Van Cortlandt Park), Bronx 🌿
9:00 a.m.–12:00 p.m.
Help restore the beautiful woodlands of Van Cortlandt Park's east side! Join us for Woodlawn Wednesdays, where volunteers like you play a vital role in preserving this important urban ecosystem.
Free!



AUG 27 **Team RIVER Volunteers**
at Randall's Island Park, Manhattan 🌿
9:30 a.m.–12:30 p.m.
Volunteer with Team RIVER (Randall's Island Volunteer Ecological Restorers) and help keep Randall's Island Park beautiful!
Free!



(図 4-1) 公園でのボランティア実施状況 (公園局 HP で公開) 88

本ボランティア活動は、ニューヨーク市内のさまざまな公園で実施されているが、筆者が参加したのは、マンハッタン北西部に位置し、コロンビア大学に隣接する **Morningside Park** で実施された回である。当日は、公園入口に集合し、パークレンジャーの案内で受付場所へ移動した。約 30 名の参加者が集まり、学生、教員、近隣住民などその属性は多様であった。参加者は事前に専用アプリをダウンロードしておくことが求められ、受付後には樹木調査に必要な道具一式（メジャー、ガイドマップ、キャップ、ピンバッジ、ステッカー等）が入ったトートバッグが配布された。

活動はレンジャーによる約 20 分間のトレーニングから始まった。内容は、樹種の見分け方、幹の直径や樹高の測定方法、健康状態の評価項目、危険樹木の判定ポイントなどであり、その後、3～5 人のグループに分かれて公園内の担当区画⁸⁹に向かった。樹木調査はアプリを用いて各樹木の位置情報、幹のサイズ、健康状況、虫害や倒木リスクの有無などを入力する形で進められた。

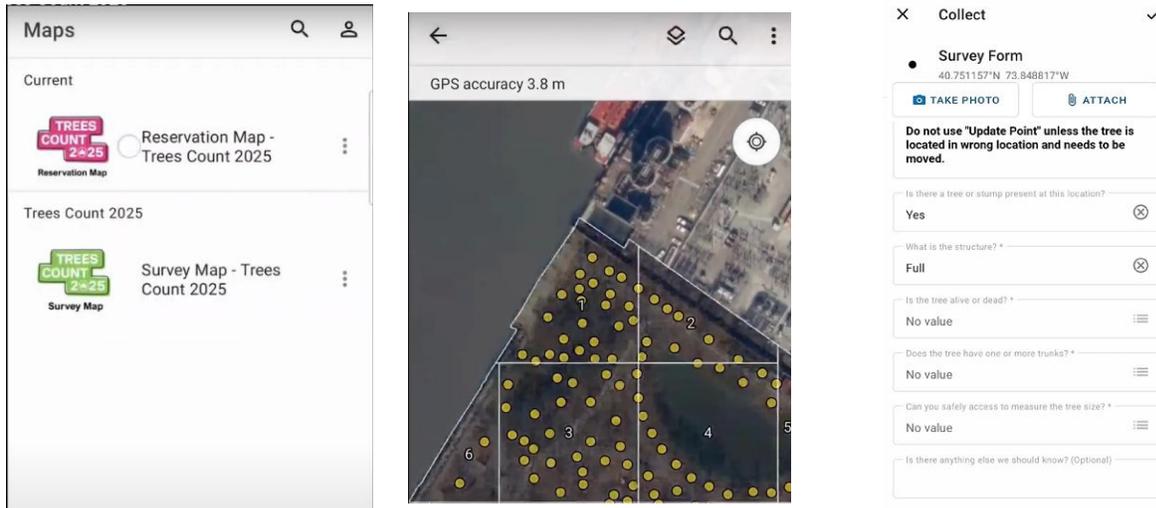
筆者のグループには、中学校で理科を教える教員と、コロンビア大学で森林について学ぶ学生が参加しており、いずれも今回が初参加であった。教員は「授業や研究に役立てたい」、学生は「将来のキャリアにつながる実地経験を積みたい」と話しており、ボランティア活動が学習や研究の一環として位置づけられていることが印象的であった。活動中、パークレンジャーは定期的に各グループを巡回し、樹種の判定やアプリ操作について随時サポートを行っていた。

⁸⁸ NYC Parks 「Volunteer」 [<https://www.nycgovparks.org/events/volunteer>] (最終検索日：2026 年 2 月 4 日)

⁸⁹ アプリ上のマップを見ながら調査が未実施の区画を確認し、その区画を予約することで他のグループとのバッティングを防ぐ仕組みになっている。

時間内に担当区画の全ての樹木を調査することはできなかったが、残りは後日に自主的に実施することも可能であると説明された。活動終了後はレンジャーに報告を行い、その場で解散となった。調査中には、公園利用者から「何をしているのか」と声を掛けられる場面も多く、市民の関心の高さとともに、調査活動そのものが環境教育の契機ともなっていることが感じられた。

このように、Tree Count プログラムは、市民ボランティアの力を借りて膨大な緑地の実態を把握すると同時に、参加者にとっては自然や公園管理への理解を深める学習機会にもなっている。単なる労働力の提供ではなく、「調査の一員として都市の緑を守る」という当事者意識を育む点に、このプログラムの意義があるといえる。



(図 4—2) 実際のアプリ画面 (黄色の点で示されているのが調査対象の木の位置)



(図 4—3) パークレンジャーによる説明

90



(図 4—4) 調査の様子⁹¹

⁹⁰ 2025 年 10 月 5 日、Morningside Park にて筆者撮影。

⁹¹ 2025 年 10 月 5 日、Morningside Park にて筆者撮影。



(図 4—5) 配布された道具一式⁹²



(図 4—6) 木の種類判別用ガイド⁹³

2 運営の声

活動後、パークレンジャーや担当スタッフに話を聞いたところ、いくつか印象的な点があった。まず、Tree Count のような調査は、公園管理における意思決定の基礎データを形成する重要な事業であり、行政職員のみで実施することは人員・時間の両面から現実的ではないという話であった。特に、車両が入れない園路や斜面部などでは、人力による調査が不可欠であり、ボランティアの参加がなければ調査範囲を十分にカバーすることができないとのことであった。

次に、スタッフは「ボランティアを“手伝ってもらう人”ではなく、“一緒に公園を守るパートナー”として扱うことを重視している」と述べていた。そのため、活動前の丁寧なトレーニングや、記念品の配布、活動後のフィードバック提供などを通じて、「自分の時間と労力が公園の安全や質の向上に確かに役立っている」と感じてもらえるよう工夫しているとのことであった。

最後に、「一度参加した人が、別のプログラムや別の公園の活動にも参加してくれるケースが多い」とのことで、単発のイベントをきっかけに、継続的なボランティアコミュニティが形成されている様子が見えてきた。スタッフは、「ボランティアは単なる無償労働ではなく、コミュニティづくりそのものだ」という認識を共有しており、こうした価値観がニューヨークの公園を支える文化的基盤となっていると感じられた。

3 活動後のフォローアップと継続的参加の仕組み

活動終了後、筆者のもとには、公園局 (Trees Count 2025 運営チーム) から複数回にわたりフォローアップのメールが送付された。これらの連絡は、単なる事後報告

⁹² 2025 年 10 月 5 日、筆者撮影。

⁹³ NYC Parks 「Tree Count 2025」 [<https://treescount-2025-nyc.hub.arcgis.com/>] (最終検索日：2026 年 2 月 4 日)

にとどまらず、調査活動の継続、運用ルールの共有、次期参加への導線を含むものであり、ボランティアを継続的な協力者として位置づけている点が特徴的であった。

まず、シーズン終盤に送付されたメールでは、2025年シーズンが11月5日をもって一区切りとなることが示されるとともに、それまでの期間においては「個人での調査」「友人と一緒にでの参加」「公式イベントへの参加」など、柔軟な形で調査を継続できることが案内されていた。また、全てのイベント情報が公式サイト上に集約されており、参加者が自ら関与の度合いを選択できる設計となっている点も印象的であった。

加えて、運営側は調査精度の確保に向けた細かな情報共有も行っていった。秋季の落葉期に対応するため、樹木の葉の健康状態を評価する項目に「季節的な落葉による判別困難 (Undetermined – Seasonal leaf drop)」という新たな選択肢が追加されたことが説明されており、参加者が判断に迷う場面を想定した実務的な配慮がなされていた。これは、市民ボランティアによる調査を前提としつつ、データの質を担保しようとする運営側の姿勢を示すものである。

さらに、Tree Count プログラムは年間を通じた事業として設計されており、通常シーズン終了後も、冬季には「Winter Tree ID Training (冬季樹木識別研修)」が実施されることが案内されていた。これらの研修を受講した参加者は、葉のない冬季においても調査アプリへのアクセスが可能となり、季節に応じた形で活動を継続できる。研修情報についても、専用フォームを通じて希望者に案内される仕組みが整備されており、参加意欲を持つ市民が取り残されない設計となっている。

また、別のフォローアップメールでは、シーズン全体の成果が数値として共有されていた。本年度は、市内 628 の公園において、延べ 2,601 名のボランティアが参加し、合計 46,739 本の樹木が調査されたと報告されており、参加者一人ひとりの貢献が都市規模の成果へと結びついていることが可視化されていた。あわせて、アンケートへの協力依頼がなされ、参加者の意見を次年度の運営改善に反映させる姿勢も示されていた。

このように、Tree Count プログラムにおけるフォローアップは、①成果の共有、②調査手法の継続的改善、③次の参加機会の提示、④参加者の声の収集という要素から構成されており、ボランティア活動を単発のイベントではなく、循環型の市民参加プロセスとして成立させている。活動後のコミュニケーションまで含めて制度設計されている点に、ニューヨーク市における公園ボランティア制度の成熟度と、行政と市民のパートナーシップを重視する姿勢が端的に表れているといえる。Tree Count は、市民ボランティアを活用した効率的な調査手法であると同時に、都市の緑地管理に市民を主体的に関与させる仕組みとして機能している。単なる労働力の提供ではなく、学習・参加・データ活用を一体化した制度設計により、「公園を自ら支える主体」としての市民意識を育成している点に、本プログラムの大きな特徴がある。このような参加型モデルは、ニューヨーク市における公園管理を支える人的・文化的基盤の一端を示すものと考えられる。

第2節 企業からの寄付・スポンサーシップの仕組み

ニューヨーク市における公園の整備にはボランティア活動に加え、企業や個人からの寄付やスポンサーシップが極めて重要な役割を果たしている。特に、セントラル・パークやブライアント・パークのように観光・文化資源として市の経済発展に寄与する大規模公園では、その維持に莫大な費用を要するため、民間資金の導入が制度的に確立されている。

セントラル・パークでは、年間でおおよそ1億ドル近い個人寄付等が集まり、運営費の約75%を民間資金で賄っているとされる⁹⁴。また、管理主体であるCPCは、2020年から2027年までの7か年計画「A Plan for the Stewardship of Central Park」に基づき、4億2,000万ドルの資金調達を目標とするキャンペーン「FOR ALL」を展開している。2024年度の財務報告⁹⁵によれば、このキャンペーンは既に3億5,000万ドル超のコミットメントを獲得し、目標の83%を達成、寄付収入・イベント収入も過去最高の1億2,460万ドルに達したとされている。これらの資金は、公園内のコンサバトリー・ガーデンの修復やノース・メドウ・センターの再建、デイビスセンター建設といった大規模プロジェクトに充てられ、持続的な管理体制の強化につながっている。

一方、ブライアント・パークについては、第3章で述べた通り、管理・運営費の大部分が寄付やスポンサーシップ、公園内レストランの賃料収入によって支えられており、映画上映やWinter Villageにも大手企業がスポンサーとして関わっている。それ以外にも、芝生広場を活用して定期的開催されるヨガイベント⁹⁶はアパレルブランドのHalaraが冠スポンサーを務め、夏に開催される「Broadway in Bryant Park（人気ブロードウェイ作品のキャストによる野外パフォーマンス）⁹⁷」はiHeartMedia傘下のラジオ局である106.7 LITE FMが主催している。また、音楽、舞踊、演劇など幅広いジャンルのプログラムがある公演シリーズ「Picnic Performances⁹⁸」は、Winter Villageと同様Bank of Americaがメインスポンサーとし、クラシック音楽プログラムではSteinway

⁹⁴ Central Park Conservancy 「About Us」

[<https://www.centralparknyc.org/about>]（最終検索日：2026年2月4日）

⁹⁵ Central Park Conservancy 「Annual Report 2024（2024年12月11日発行）」

[https://s3.amazonaws.com/assets.centralparknyc.org/media/documents/Annual_Report_20241211_Final.pdf]（最終検索日：2026年2月4日）

⁹⁶ Bryant Park Corporation 「Bryant Park Yoga」

[<https://bryantpark.org/activities/yoga>]（最終検索日：2026年2月4日）

⁹⁷ Bryant Park Corporation 「Broadway in Bryant Park」

[<https://bryantpark.org/activities/broadway-in-bryant-park>]（最終検索日：2026年2月4日）

⁹⁸ Bryant Park Corporation 「Free Summer Music, Dance, and Theatre

Performances in NYC」 [<https://bryantpark.org/activities/picnic-performances>]

（最終検索日：2026年2月4日）

& Sons が楽曲協力、更にジャズ専門局 WBGO やクラシック専門局 WQXR がメディアパートナーとして広報を担うなど、様々な企業スポンサーのもと実施されている。

このように、ニューヨーク市の公園は単なる「税金で維持する施設」ではなく、寄付やスポンサーシップを通じて、文化・商業イベントの舞台として支えられる仕組みが確立されている。企業にとってはブランド露出や社会貢献活動の機会となり、市にとっては公費をほとんど投じることなく都市中心部に高品質な公園空間を提供できるという相互利益の関係が形成されているのである。

第3節 地域住民・民間企業の自発的関与を促す工夫

ニューヨークの公園では、ボランティア活動や寄付、スポンサーシップが運営を支える大きな柱となっているが、それらを継続的に引き出すための工夫も数多く取り入れられている。

一つは、参加者が「自分の貢献が形になっている」と実感できる仕掛けである。代表的な例として CPC の Adopt-a-Bench Program⁹⁹ が挙げられる。1986年に創設されたこの制度では、市民やグループが寄付（1基につき1万～2万ドル）することで、選んだベンチに名前やメッセージを刻むことができる。寄付は基金として永続的に運用され、ベンチの維持管理費用を支える仕組みとなっている。2025年時点で、セントラルパーク内に設置された約10,000基のうち7,000基以上が既に寄付によって adopt（養子縁組）されており、寄付者にとっては社会貢献と記念を兼ねた参加の形となっている。



(図4-7) セントラルパーク内に設置されたベンチとそこに刻まれた寄付者の名前

100

⁹⁹ Central Park Conservancy 「Adopt-A-Bench」

[<https://www.centralparknyc.org/giving/adopt-a-bench>] (最終検索日：2026年2月4日)

¹⁰⁰ 2025年9月15日、セントラル・パークにて筆者撮影。

また、CPCにおける企業向けのプログラムとして Corporate Volunteer Day（通称“Day in the Dirt”）¹⁰¹がある。このプログラムでは、企業の社員がチーム単位でセントラル・パークの清掃や植栽、ベンチの塗装、落ち葉掃きなどに取り組むことができ、環境保全への貢献と同時に社員同士のチームビルディングやCSR（Corporate Social Responsibility）活動としての効果も期待されている。活動中は企業ロゴが現場に掲示されるなど、参加企業にとって社会貢献とブランド発信を兼ねた機会にもなっている。この「Day in the Dirt」は、CPCが展開する「Corporate Partners Program¹⁰²」に組み込まれており、企業からの寄付を年会費として受け入れ、その規模に応じて特典を提供する仕組みである。会員レベルは年額1万ドルから10万ドルまで複数段階に分かれており、寄付額が大きいほど「Day in the Dirt」への参加回数が増えるほか、社員向けの特別ツアー、公式サイトや年次報告書への企業ロゴ掲載、さらにはセントラルパーク・フィルムフェスティバルやニューヨーク・フィルの公演における優先席招待などの特典が付与される。こうした制度設計により、企業にとっては単なる寄付にとどまらず、社員教育や広報活動の一環として活用可能な仕組みとなっている。

このように、個人にとっては「名前の刻まれたベンチ」、企業にとっては「社員参加型の社会貢献」といった具合に、貢献の成果が具体的に可視化される仕組みが整えられている。これにより、参加者は単なる支援者ではなく「公園をともに育てる担い手」としての意識を持つことができ、継続的な参画につながっていると考えられる。

加えて、参加のハードルを低くすることも工夫の一つである。公園局が展開する「It's My Park」や「GreenThumb」といった公式プログラムでは、週末や月1回からでも参加可能な清掃や植栽プログラムが用意されており、誰もが気軽に関わられる環境が整えられている。また、映画上映やヨガイベントのように楽しみながら参加できる企画は、地域住民にとって「娯楽」と「支える誇り」の両面を提供している。

さらに、透明性の確保も重要である。CPCやBPCなどの団体は収支や活動成果を公表しており、寄付や協賛がどのように公園整備やイベント運営に役立っているのかを明示している。こうした情報公開は、市民・企業からの信頼を生み出し、さらなる参加意欲を高める要因となっている。

総じて、ニューヨークの公園は「行政が維持する空間」ではなく、「市民や企業が主体的に支える生活空間」として位置づけられており、制度的な仕組みと心理的な工夫がその文化を支えているといえる。日本の小規模自治体が公園や空地の維持管理を検討する際にも、こうした「参加したくなる仕掛け」と「貢献の見える化」は、低コストかつ継続性の高い手法として十分参考になりうるだろう。

¹⁰¹ Central Park Conservancy 「Corporate "Day in the Dirt"」

[<https://www.centralparknyc.org/volunteer/corporate-volunteering>]（最終検索日：2026年2月4日）

¹⁰² Central Park Conservancy 「Corporate Partner Program」

[<https://www.centralparknyc.org/corporate>]（最終検索日：2026年2月4日）

第5章 ニューヨークの事例から得られる示唆と応用の可能性

第1節 日本の自治体における公園・空地活用の課題

日本では人口減少と高齢化が急速に進行しており、社会構造に大きな影響を及ぼしている。2024年10月1日現在、65歳以上人口は3,678万人、総人口に占める割合（高齢化率）は29.3%に達しており、過去最高を更新した¹⁰³。特に地方の小規模自治体では人口減少が顕著であり、それに伴って空地や空き家の増加、財政制約による公園施設の老朽化、市民参加の希薄化といった課題が顕在化している。こうした状況のもとで、高齢者の居場所づくりや防災拠点としての公園の再評価が求められているが、その維持管理や整備財源の確保は喫緊の課題である。その解決策の一つとして、全国各地でコンパクトシティやスマートシティの推進、さらには空地を公園に改修したり、地域イベントスペースとして活用したりする取組が進められている。代表的な例として、富山市が進める公共交通軸への居住集約によるコンパクトシティ政策¹⁰⁴や、前橋市の「デジタルグリーンシティ前橋」構想に基づくICT等を活用した都市運営¹⁰⁵などが挙げられるが、こうした取組には、地域住民との協働や住民参加型のまちづくりが重要な要素となる。

しかし、こうした取組を進めるにあたって、特に地方部では「財政的制約」が大きな障壁となる。小規模自治体では、限られた税収と人口減により予算編成の自由度が低下し、空地対策や公園整備に十分な資源を投入することが難しい。さらに、これまでの本レポートで検討してきたように、ニューヨーク市と比べると、日本では公園管理における民間との連携や住民の社会参加に対する意識が相対的に弱く、財源不足を補うための民間協力の仕組みや、市民が主体的に関与する文化が十分に根付いていない傾向にある。

このような背景を踏まえると、今後の課題として、いかに住民参加型の空き地管理を進め、維持費を抑制するか、またいかに民間連携を通じて安定的な資金を確保するかという点に集約され、これらが日本の自治体における持続可能な公園・空地活用の鍵となると考えられる。

¹⁰³ 内閣府「令和7年版高齢社会白書（2025年7月発行）」

[https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf_index.html]

（最終検索日：2026年2月4日）

¹⁰⁴ 富山市「コンパクトなまちづくり」

[<https://www.city.toyama.lg.jp/shisei/machizukuri/1015125/1006102.html>]（最終検索日：2026年2月4日）

¹⁰⁵ 前橋市「『デジタルグリーンシティ前橋』について」

[<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/seisaku/seisakuuishin/gyomu/5/36031.html>]（最終検索日：2026年2月4日）

第2節 日本における官民連携の仕組み

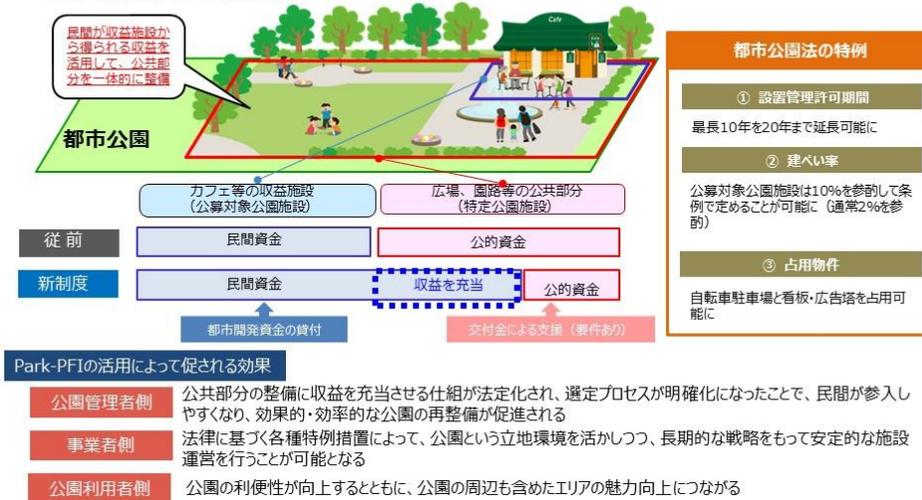
先述の通り、日本の自治体、特に小規模自治体では財政制約や人口減少により公園の維持管理が困難になりつつある。その一方で、ニューヨーク市の事例が示すように、民間の力を活用することで公園の魅力向上と持続的な運営を実現できる可能性がある。日本でも、そうした官民連携の仕組みとして制度化されているのが「Park-PFI (Private Finance Initiative)」である。

1 Park-PFI について

2017年5月、「都市緑地法等の一部を改正する法律」により、都市公園法の第5条の2に「公募設置管理制度 (Park-PFI)」が新設された。これは、都市公園において飲食店や売店といった収益施設 (公募対象公園施設) の設置・管理を民間事業者に委ね、その収益を公園整備に還元する仕組みである。事業者は公募で選定され、法律に基づく各種特例措置 (占用許可の特例、設置期間の延長など) がインセンティブとして与えられる。この仕組みにより、公園管理者側は公共部分の整備に民間資金を充当でき、透明で公平なプロセスを通じて再整備を進めることが可能となる。一方、事業者側にとっては、公園という立地環境を生かした長期的かつ安定的な運営が可能となり、公園利用者にとっても利便性の向上や地域全体の魅力向上につながる。つまり、行政・民間・利用者の三者にとってメリットがある仕組みとして位置づけられる。一方で、Park-PFI はあくまで個別施設の整備・運営を対象とする枠組みであり、ブライアント・パークやセントラル・パークのように、公園全体の運営やプログラム企画まで含めて民間が担うニューヨーク型のモデルとは性格が異なる。

公募設置管理制度(Park-PFI)の概要

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



(図 5—1) 公募設置管理制度の概要 (国土交通省 HP より引用) ¹⁰⁶

2 Park-PFI の全国展開状況

Park-PFI は、制度創設から約 8 年が経過した現在、全国的に活用が広がっている。国土交通省の調査¹⁰⁷によれば、182 公園で制度が実際に導入されており、さらに 165 公園で導入が検討中とされる。また、導入済みのうち 105 公園では既に公募対象施設が供用を開始している。年度別にみると、制度開始初年度の平成 29 年度 (2017 年度) は 4 件にとどまったが、その後急速に増加し、令和 3 年度 (2021 年度) には年間 34 件とピークを迎えた。その後も年間 20 から 30 件のペースで安定的に導入が続いており、制度が全国の自治体に定着していることがうかがえる。

地域別にみると、東京都 (18 公園)、神奈川県 (14 公園)、福岡県 (14 公園)、大阪府 (13 公園)、愛知県 (12 公園) といった大都市圏での活用が先行しているが、岩手県二戸市「カダルテラス金田一」、鹿児島県鹿児島市「加治屋まちの杜公園」など地方

¹⁰⁶ 国土交通省「公園とみどり：Park-PFI 等の活用」

[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000059.html] (最終検索日：2026 年 2 月 4 日)

¹⁰⁷ 国土交通省「公募設置管理制度 (Park-PFI) の活用状況 (2025 年 3 月 31 日時点)」

[<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001890751.pdf>] (最終検索日：2026 年 2 月 4 日)

都市における導入事例も増えている。これらは老朽化した公園施設の再整備や地域資源の活用を目的に導入され、地域住民の交流拠点や観光資源としての機能強化に寄与している。

3 小規模自治体での活用事例¹⁰⁸

① 岩手県二戸市の事例

二戸市では、老朽化していた温泉施設やプールを再整備し、「カダルテラス金田一」として Park-PFI 方式で複合公園を整備した。地域の温泉資源を活かし、宿泊・飲食・屋外広場を一体的に整備することで、平日は地元住民、週末は観光客が集まるにぎわいの場となっている。運営は地元企業や金融機関が出資する第三セクターが担い、地域主導の公園経営を実現。収益は維持管理に還元され、財政負担の軽減と持続的な運営が可能となっている。



(図5-2) 全体配置図 (国土交通省 HP より引用) ¹⁰⁹

② 岡山県岡山市の事例

岡山市では、従来は市直営で管理していたスポーツ施設を対象に、Park-PFI と指定管理者制度を組み合わせた官民連携を導入した。カフェや運動施設、防災機

¹⁰⁸ 国土交通省「Park-PFI 事例集」

[<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001903705.pdf>] (最終検索日：2026年2月4日)

¹⁰⁹ 国土交通省「公園とみどり：Park-PFI 等の活用」

[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000059.html] (最終検索日：2026年2月4日)

能を備えた複合型公園を、民間コンソーシアムが管理・活用し、市民参加型の運営を展開している。有料施設（岡山ドーム、多目的広場）と収益性の高い施設（駐車場）を一体的に管理することで収益性を確保し、持続可能な運営が可能となった。



(図5-3) 全体配置図 (国土交通省 HP より引用) ¹¹⁰

第3節 「公園×文化イベント」の可能性と制度的課題

ブライアント・パークの事例は、公園という日常的な公共空間を、文化的・社会的な体験を生み出す「非日常の舞台」へと転換している点に大きな特徴がある。夏季の映画上映やヨガ、ブロードウェイ公演、冬季の Winter Village など、多彩な文化・商業イベントが年間を通じて実施され、公園は単なる緑地ではなく、都市生活のハブとして機能している。これにより、公園は管理対象としての空間を超え、文化的価値と経済的価値を同時に生み出す都市資源へと位置づけられている。

こうした「公園×文化イベント」という発想は、日本の公園政策においても関心を集めつつあるが、同様の取組を日本の都市公園に適用しようとする、いくつかの制度的・運営的な課題が顕在化する。日本における都市公園は、都市公園法及びその運用指針に基づき、全国一律の枠組みのもとで管理されており、公園利用に関する規律は比較的厳格である。

¹¹⁰ 国土交通省「公園とみどり：Park-PFI等の活用」

[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000059.html] (最終検索日：2026年2月4日)

国土交通省が策定している「都市公園法運用指針（第7版）¹¹¹」を踏まえると、日本でブライアント・パークと同様の文化イベントを実施する場合、主に以下のような懸念点が想定される。

① 営利利用・占用の制限

都市公園は「公衆の利用に供することを目的とする施設」であり（都市公園法第2条）、物販や広告等の営利利用は原則として認められていない。公益性・公共性との整合性を基準に、例外的に許可する場合がある。

② 使用許可と占用料・使用料

都市公園法第5条第1項に基づき、公園でのイベント実施や施設設置には管理者の「使用許可」が必要となる。占用物件や使用の内容に応じて占用料・使用料が発生する。

③ 火気・危険物の禁止

都市公園法第5条第1項により、火気や危険物の使用・持ち込みは原則禁止とされている。模擬店やキッチンカーなどで火気を用いる場合には、特別な許可が必要である。

④ 設備設置の制約

テント・ステージ・仮設トイレなどの設置は「占用物件」として扱われる（都市公園法第5条第1項）。占用期間・設置図・撤去計画・清掃方法などを含む詳細な計画の提出が求められている。

これらの法的制約に加え、運用指針には明示されていないものの、音響機器の使用や警備体制の整備など実務上の課題も生じやすい。例えば、音響機器の使用については周辺住民への配慮から時間帯や音量が制限されることが多く、電源使用や飲食販売についても、保健所等の関係機関との調整が必要となる場合がある。また、一定規模以上のイベントでは、警備・救護体制の整備が求められることも少なくない。特に映画上映については、無料であっても著作権者からの上映権許諾が不可欠であり、作品や規模によっては相応のライセンス費用が発生する。

ブライアント・パークでは、これらのリスクに対して、制度と運営の両面から明確な対応が図られている。まず、映画上映に関しては、Paramount+ がスポンサーとして協力していることが大きく、上映権取得や運営費用を支える基盤となっている。また、米国で

¹¹¹ 国土交通省「都市公園法運用指針（第7版）」

[<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001753336.pdf>]（最終検索日：2026年2月4日）

は Swank Motion Pictures ¹¹²や Criterion Pictures USA ¹¹³などの専門ライセンス会社が存在し、公園や学校、博物館など非劇場での上映を対象に「公共上映権 (Public Performance Rights)」を提供している。これらの事業者は、年間契約や作品単位でのライセンス提供を通じて、著作権処理を包括的にサポートしており、屋外上映に特化したプランや、機材・作品・権利を一体的に提供する仕組みも整備されている。ブライアント・パークの上映も、こうしたスポンサーとライセンス会社の組み合わせによって成立していると考えられる。

一方、日本では、公共空間で映画を上映する場合、配給会社ごとに個別申請を行い、作品ごとに権利を取得するのが一般的である。そのため、作品選定や調整に時間とコストがかかりやすい。海外のライセンス会社を利用する方法もあるが、邦画への対応が限定的であるなど、実務上の課題も残されている。

また、運営体制の面では、BPC が公園局と連携し、警備、清掃、設営、撤去までを一体的に担うとともに、Bank of America や Paramount+ など複数の企業スポンサーが費用を支えている。イベントは全て無料で開放され、公共性を担保することで、営利利用に対する批判や制度的制約にも対応している。加えて、荷物チェックや持ち込み制限、安全管理体制の整備、字幕対応など、参加者への配慮も体系的に組み込まれている。

このように、ニューヨーク市では、スポンサー支援、ライセンス制度、そして行政・NPO・企業の明確な役割分担を組み合わせることで、公園における文化イベントを制度的・実務的に成立させている。これらの事例は、日本における公園活用を考える際、単にイベントを模倣するのではなく、公園を取り巻く運営構造や関係主体の設計そのものを検討する必要があることを示している。

第4節 ニューヨークの事例から見える構造的示唆

これまで本レポートでは、ブライアント・パークをはじめとするニューヨーク市の公園事例を通じて、都市公園が単なる緑地や余暇施設にとどまらず、文化・経済・コミュニティ形成の拠点として機能している実態を確認してきた。これらの事例が示しているのは、個別のイベント手法や運営ノウハウそのものというよりも、公園を取り巻く役割分担の構造や、関係主体の位置づけのあり方であり、この点にこそ日本の自治体にとって重要な示唆が含まれている。

まず重要なのは、ニューヨーク市の公園運営が、行政単独による管理を前提としていない点である。ニューヨーク市では、NYC 公園局が法的な管理主体として全体を統括する

¹¹² Swank Motion Pictures 「Parks and Recreation Centers Movies」

[<https://www.swank.com/parks-recreation/>] (最終検索日：2026年2月4日)

¹¹³ Criterion Pictures USA 「Parks and Recreation」

[<https://www.criterionpicusa.com/>] (最終検索日：2026年2月4日)

一方、個別公園の運営においては、コンサーバンシーや非営利法人、BID 組織、企業スポンサー、市民ボランティアなど、多様な主体が明確な役割分担のもとで関与している。行政、民間、市民がそれぞれの強みを持ち寄る構造が、公園を「管理対象」から「価値を生み出す公共空間」へと転換させているのである。

このような運営構造は、日本において直ちに制度として応用できるものではない。都市公園法をはじめとする法制度の違い、寄付文化やスポンサー市場の規模、人口構成など、前提条件は大きく異なる。しかし、ニューヨーク市の事例が示しているのは、「何を実施するか」以上に、「誰が、どの立場で関わるのか」をあらかじめ設計することの重要性である。

特に注目すべき点として、ニューヨーク市の担当者が繰り返し強調していたのが、中間的な役割を担う存在の重要性である。公園での活動を企画・実施するコミュニティや市民、許認可や資金配分を担う行政、スポンサーや支援者となる企業、これらの主体が全てを直接調整しようとする、負担が過大となり、活動の継続性が損なわれやすい。その間に立ち、企画調整、許認可支援、情報整理、参加者対応などを専門的に担う人材や組織が存在することで、各主体の負担が軽減され、協働が円滑に進むという点が指摘された。

実際、ニューヨーク市では、公園局内部においてもボランティアや市民参加を専門に扱う部門が設置されており、Tree Count プログラム のような大規模な市民参加型プロジェクトが継続的に運営されている。また、民間側においても、コンサーバンシーや運営法人が「現場と行政をつなぐ翻訳者」として機能しており、この中間的機能の存在が、公園運営の安定性と継続性を支えている。

加えて、情報共有の仕組みも重要な要素として挙げられる。ニューヨーク市では、ボランティア募集、イベント情報、参加後のフォローアップ、成果の可視化までが、一貫したプラットフォーム上で提供されている。必ずしも高度なシステムである必要はなく、「どこを見れば必要な情報が集約されているか」が明確であること自体が、市民参加の心理的・実務的ハードルを大きく下げている。

以上の点から、ニューヨーク市の公園運営モデルが示しているのは、特定の制度や事業手法の優位性ではなく、官・民・市民をつなぐ構造設計と、それを支える専門性の所在であるといえる。制度条件が異なる日本においても、公園を支える体制づくりや関係主体の位置づけという視点は、共通して検討に値する重要な論点である。

第5節 まとめ

ニューヨーク市の都市公園は、世界有数の大都市という社会経済的条件のもとで発展してきたものであり、寄付文化の成熟、スポンサー市場の規模、観光客の多さ、そして民間主導を受け入れる制度的自由度など、日本の地方自治体とは大きく異なる前提条件を有している。そのため、ブライアント・パークやセントラル・パークの運営モデルを、そのまま日本の地方自治体、とりわけ人口規模の小さい自治体に適用することは現実的ではない。

しかし、本レポートで検討してきたニューヨーク市の事例は、規模や制度条件の差を超えて、日本の自治体にとって重要な視点を提供している。それは、個別のイベント手法や収益モデルではなく、公園を取り巻く役割分担の構造と、関係主体の関与の仕方である。

ニューヨーク市の公園運営に共通して見られるのは、

- 行政だけに依存しない多面的な管理・運営主体の存在
- 民間や市民が関与することを前提とした制度・運用の考え方
- 公園を「管理対象」ではなく「地域の価値を生み出す公共空間」と捉える発想

であり、これらは日本においても、制度の違いを前提としつつ検討に値する考え方である。日本には、日本なりの官民連携の枠組みとして、Park-PFI、指定管理者制度、資金確保の仕組みとして、ふるさと納税といった制度が既に存在している。これらは、ニューヨーク市のコンサーバンシーやスポンサーシップとは制度的背景を異にするものの、「行政単独では担いきれない公園の価値創出を、民間や市民と分かち合う」という方向性においては共通点を有している。

とりわけ人口減少や財政制約が進む地方自治体においては、ニューヨーク市のような大規模イベントや商業収益を目指すのではなく、「縮小版モデル」として、地域規模に応じた官民協働のあり方を構想することが現実的である。すなわち、ニューヨーク型の仕組みをそのまま導入するのではなく、役割分担の考え方や中間的機能の重要性といった要素を、地域条件に応じて活用するという視点である。

ニューヨーク市の公園運営が示しているのは、「こうすれば成功する」という単一の答えではない。むしろ、公園を支えるために、誰が関わり、誰がつなぎ、どのように情報と役割を共有するのかという問いに対する、一つの到達点である。制度の違いを十分に認識した上でなお、こうした役割分担や協働の考え方は、日本の自治体においても共通して重要な視点であるといえるだろう。

付録 ニューヨーク市以外にみる米国の都市公園事例

本レポートでは、都市型公園マネジメントの代表例としてニューヨーク市を中心に検討してきたが、米国における公園運営の先進事例はニューヨーク市に限られるものではない。実際、全米各地の都市において、それぞれの都市規模や地域特性、歴史的背景に応じた多様な公園運営の工夫がみられる。以下では、ニューヨーク市とは異なる文脈で都市公園が発展してきた4都市を取り上げ、代表的な公園を通じて、その特徴と運営の考え方を整理する。

事例① シカゴ（ミレニアム・パーク）

（1）都市の概要

シカゴは、アメリカ中西部イリノイ州に位置する全米有数の都市であり、人口は約270万人を擁する。五大湖の一つであるミシガン湖に面し、内陸交通と水運の結節点として発展してきた都市である。近年は製造業都市から、金融・文化・観光を含む多機能都市へと転換が進められており、都市再生と公共空間整備を結びつけた政策が特徴的である。公園分野においても第2章の表2-2に示す「2025年 ParkScore 調査結果」で11位にランクインしており、ニューヨーク市と同様に、大規模都市における公園整備の優良な代表例の一つと位置付けられる。

（2）ミレニアム・パークの概要

シカゴを代表する都市型公園としては、ダウンタウン中心部に立地するミレニアム・パークが挙げられる。ミレニアム・パークは、シカゴ中心部ループ地区に位置する都心型公園であり、面積は約10ha（約0.1km²）と大規模ではないが、老朽化した鉄道操車場跡地を再開発して整備された点に大きな特徴がある。公園内には、

- クラウド・ゲート（通称「ビーン」）
- 野外音楽堂（Jay Pritzker Pavilion）
- 屋外展示スペース
- 芝生広場

などが集約的に配置されており、「公園」としての緑地機能に加え、文化施設群の集合体としての性格を併せ持つ。また、交通面では、地下鉄や通勤鉄道の主要路線が集中するエリアに位置し、徒歩による来園も含め、高いアクセス性を有している。

（3）管理主体と運営体制

シカゴ市における公園の管理主体は、Chicago Park District（以下、CPD）¹¹⁴である。CPDは1934年に制定されたChicago Park District Actに基づき設立された特別区（Special District）であり、従来分散していた複数の公園管理主体を統合し、全市的な視点から公園運営を行うことを目的として発足した。現在では、市内約600以上の公園と約8,800エーカー（約35.6km²）の緑地・レクリエーション施設を所管している。公園の具体的な利用ルールやイベント実施、占用、許可手続など日常的な運営については、CPDが制定するChicago Park District Code¹¹⁵によって詳細に規律されている。

運営体制として、7名の理事から成る理事会（Board of Commissioners）が組織全体を統括しており、理事は市長が任命し、市議会の承認を受ける仕組みとなっている。理事会は予算や主要事業、整備計画等を審議・決定し、その方針のもとでGeneral Superintendent & CEOが日常的な執行管理を担う。理事会の会合は公開され、市民が意見を述べる機会も制度化されている。

このように、シカゴの公園運営では、最終的な管理責任は一貫して公的主体であるCPDに帰属しており、管理運営そのものが民間団体に包括的に委ねられる構造は採られていない。特定の公園でNPOが実質的な日常運営を担うニューヨーク市のモデルと比べると、シカゴでは公による集中的な管理責任の維持が重視されている。

一方でCPDは、行政主体として直接運営を行いながらも、運営の柔軟性や地域性を確保するため、民間団体や市民との協働を取り入れている。スポーツや文化、環境教育等のプログラムでは、地域NPO等と連携した実施が行われるほか、音楽イベントや文化事業においてはスポンサーや外部団体の協力を得る例もみられる。また、Park Advisory Councilsと呼ばれる地域住民組織が設置され、利用者の意見を公園運営に反映させる仕組みも整えられている。

ただし、これらの関与は補完的な位置づけにとどまり、公園の管理方針や予算配分、最終判断は一貫してCPDが担っている。この点に、シカゴの公園運営が持つ行政主導型モデルとしての特徴が表れている。CPDが公的主体として直接運営を行うことにより、市全体を見渡した計画決定や予算配分が可能となり、公園サービスの地域間格差を抑制しやすい。理事会による統括、公聴制度の公開、市民参画の仕組みが制度化されていることで、公園は特定の地域や団体に偏ることなく、市民全体に向けた公共サービスとして提供されている。

（4）公園内での主な取組

¹¹⁴ Chicago Park District 「About the Chicago Park District」
[<https://www.chicagoparkdistrict.com/about-chicago-park-district>]（最終検索日：2026年2月4日）

¹¹⁵ Chicago Park District 「Chicago Park District Code」
[<https://www.chicagoparkdistrict.com/chicago-park-district-code>]（最終検索日：2026年2月4日）

ミレニアム・パークでは、年間を通じて多数の無料文化イベントが開催されている¹¹⁶。これらは市民・観光客を問わず参加可能であり、公園活用の中核となっている。代表的なイベントとして、下記が挙げられる。

- **Grant Park Music Festival**：毎夏開催される屋外クラシック音楽の大型コンサート。シカゴ交響楽団等の演奏が無料で行われ、芝生席にも多くの聴衆が集う
- **Chicago Blues Festival**：全米最大規模のブルース・フェスティバル。世界的に著名なミュージシャンが出演し、都市の文化資本として位置づけられている
- **Chicago Jazz Festival**：ジャズ音楽の伝統を祝う無料野外イベント

これらのイベントは、ミレニアム・パークの中心的ステージである **Jay Pritzker Pavilion** を主会場として展開され、整備された音響・観覧スペースにより大規模集客を可能としている。実施にあたっては、企業スポンサーや財団、非営利団体との連携により運営費の一部が賄われている。

また、イベント以外にも「体験型プログラム」が提供され、都市生活者や観光客に対するサービスとして位置づけられている。具体的な取組例としては、下記の通りである。

- **ヨガ・フィットネスセッション**：夏季を中心に、屋外芝生や広場を使った無料のヨガ教室等が開催される。
- **ウォーキング・ツアー**：公園内のアート・建築・景観を紹介するガイド付きツアー。
- **季節イベント**：冬季には公園近隣に屋外スケートリンクが設置されるなど、四季を通じた利用機会が設けられている。

このように、ミレニアム・パークにおける取組は、営利イベントというよりも、文化・健康・交流を公共サービスとして提供する公的プログラムとして位置づけられており、行政主導型公園運営の特徴が表れている。

¹¹⁶ Chicago Park District 「Event Finder」

[<https://www.chicagoparkdistrict.com/events>]（最終検索日：2026年2月4日）



(図 1) 公園内に設置されたモニュメント¹¹⁷



(図 2) クラウド・ゲート¹¹⁸



(図 3) 冬に設置されるスケートリンク¹¹⁹

事例② ミネアポリス（ミネアハハ・リージョナル・パーク）

(1) 都市の概要

ミネアポリスは、アメリカ中西部ミネソタ州に位置する人口約 43 万人の都市である。ミシシッピ川沿いに発展した内陸都市であり、豊富な水資源と緑地環境を背景に、古くから公園・レクリエーション政策に力を入れてきた。ParkScore 調査において 3 位に位置しており、中規模都市における公園整備・管理の先進都市として知られている。特に、都市全体をネットワーク状に結ぶ広域公園システムは、ミネアポリスの大きな特徴である。

(2) ミネアハハ・リージョナル・パークの概要

ミネアポリス内の代表的な公園として、ミネアハハ・リージョナル・パークが挙げられる。ミネアハハ・リージョナル・パークは、ミネアポリス南部に位置する広域公園であ

¹¹⁷ 2025 年 12 月 30 日、ミレニアム・パークにて筆者撮影。

¹¹⁸ 2025 年 12 月 30 日、ミレニアム・パークにて筆者撮影。

¹¹⁹ 2025 年 12 月 30 日、ミレニアム・パークにて筆者撮影。

り、面積は約 80 ヘクタールを超える。公園の最大の特徴は、高さ約 16 メートルのミネアハハ滝を中心とした自然景観である。園内には、

- 滝と溪谷景観
- ミネアハハ・クリーク沿いの遊歩道
- 自転車道・ランニングコース
- ピクニックエリア、自然観察エリア

などが整備されており、観光客だけでなく、日常的な散策・運動・家族利用の場として市民に広く利用されている。また、同公園は市内を一周する **Grand Rounds Scenic Byway**（環状型公園・緑道ネットワーク）の一部を構成しており、単独の公園というよりも、都市全体の緑地システムの一要素として位置づけられている。

（3）管理主体と運営体制

ミネアハハ・リージョナル・パークの管理主体は、**Minneapolis Park and Recreation Board (MPRB)**¹²⁰である。MPRB は、1883 年にミネアポリス市とは独立した公的機関として設置された公園管理組織であり、市内及び周辺地域の 7,059 エーカー（約 28.6 km²）に及ぶ公園用地と水域からなる都市公園システムを一元的に所管している。MPRB の特徴を下記に示す。

- 公園管理を市の一部局ではなく、市政府とは別の独立自治体（**Independent Park Board**）が担う
- 選挙で選ばれる委員によるガバナンス構造を持つ

これにより、公園政策は政治的独立性と専門性を一定程度確保しながら運営されている。また、運営面では、公園の維持管理、自然資源の保全、レクリエーションプログラムの提供、広域緑地ネットワークの計画・整備を MPRB が直接実施する体制が基本であり、ニューヨーク市のように NPO が特定公園を包括的に管理するモデルは採られていない。ただし、**Friends Group** や地域ボランティア、環境団体との協働は制度的に位置づけられており、管理責任は公に保持しつつ、参加は広く開く構造が特徴である。

（4）公園内での主な取組

ミネアハハ・リージョナル・パークにおける取組は、シカゴやニューヨークのような大規模イベント中心型とは異なり、自然体験・健康・日常利用を重視した運営が特徴である。具体的には、

- 自然解説プログラム、環境教育イベント
- ウォーキング・サイクリング等の健康増進利用

¹²⁰ Minneapolis Park & Recreation Board 「About Us」

[<https://www.minneapolisparcs.org/about-us/>]（最終検索日：2026 年 2 月 4 日）

- 学校・地域団体と連携した自然学習
- 四季に応じた景観・レクリエーションの提供

などが中心となっている。商業イベントや大規模フェスティバルは限定的であり、公園は「集客装置」よりも、都市生活に組み込まれた自然インフラとしての役割を担っている。



(図4) 公園内のミネアハハ滝¹²¹

事例③ フィラデルフィア（リッテンハウス・スクエア）

(1) 都市の概要

フィラデルフィアは、米国東部ペンシルベニア州に位置する歴史都市であり、人口は約160万人を擁する。アメリカ独立の舞台として知られ、都市計画の面では、ウィリアム・ペンによる格子状街路と公共広場（スクエア）を基礎とした計画思想が現在まで受け継がれている点が特徴である。ニューヨークやシカゴほどの超大都市ではないものの、歴史資産と都市生活が高密度に重なり合う都市として、「日常空間としての公園」の在り方を考える上で示唆に富む事例といえる。

(2) リッテンハウス・スクエアの概要

フィラデルフィアの代表的な公園として、リッテンハウス・スクエアがある。リッテンハウス・スクエアは、フィラデルフィア中心部に位置する五つの歴史的スクエアの一つであり、面積は約2.4ヘクタール（約0.02km²）と比較的コンパクトな都市公園である。周囲には高級住宅、オフィス、飲食店、文化施設が立地し、観光地というよりも、地域住民の日常生活に密接に組み込まれた公園として機能している。公園内には、芝生広場、遊歩道、ベンチや彫刻、子ども向けの簡易遊具などが配置されており、大規模イベント施設は

¹²¹ Minneapolis Park & Recreation Board 「Minnehaha Regional Park」

[https://www.minneapolisparcs.org/parks-destinations/parks-lakes/minnehaha_regional_park/]（最終検索日：2026年2月5日）

持たない。一方で、平日昼間の休憩、散歩、読書、会話、週末の小規模イベントなど、多様な使われ方がなされている。

（３）管理主体と運営体制

リッテンハウス・スクエアの法的な管理主体は、フィラデルフィア市（**Department of Parks and Recreation**）¹²²である。公園の所有権及び最終的な管理責任は市に帰属しており、この点ではシカゴと同様に公的主体が管理責任を保持する構造をとっている。一方で、日常的な運営・活性化において重要な役割を果たしているのが、**Friends of Rittenhouse Square**¹²³である。この団体は、地域住民や周辺事業者によって構成される非営利組織であり、

- 清掃・植栽の補助
- ベンチや彫刻の維持管理支援
- 小規模イベント（音楽演奏、アート展示、季節行事）の企画
- 資金調達（寄付・募金）

などを担っている。ただし、この団体が公園を包括的に管理しているわけではなく、許可権限や最終判断は市が保持しつつ、市民団体が日常レベルで公園を支える「補完型モデル」が形成されている。

（４）公園内での主な取組

リッテンハウス・スクエアでは、ニューヨークやシカゴのような大規模集客型イベントはほとんど行われない。その代わりに、以下のような小規模・日常密着型の取組が中心となっている。

- 地元音楽家による小規模演奏
- アート・クラフト系の展示や市民マーケット
- 季節行事（ホリデー装飾、地域イベント）
- 読書会や地域交流イベント

これらの活動は、営利性を前面に出すものではなく、「公園を地域の居場所として維持する」ことを主目的としている。その結果、公園は観光資源というよりも、近隣住民の生活インフラとしての公共空間として存在している。

¹²² City of Philadelphia 「Philadelphia Parks & Recreation」

[<https://www.phila.gov/departments/philadelphia-parks-recreation/>]（最終検索日：2026年2月5日）

¹²³ Friendsofrittenhouse 「About Us」

[<https://www.friendsofrittenhouse.org/about>]（最終検索日：2026年2月5日）



(図5) 公園内の様子¹²⁴

事例④ ワシントン D.C. (ナショナル・モール)

(1) 都市の概要

ワシントン D.C.は、アメリカ合衆国の首都として連邦政府機関が集中する特別区であり、人口は約 70 万人と、ニューヨークやシカゴに比べれば中規模都市に位置づけられる。一方で、連邦議会議事堂、ホワイトハウス、最高裁判所、スミソニアン博物館群など、国家の中核機能と象徴的空間が集積している点で、他都市とは性格を大きく異なる。都市計画面では、18 世紀に策定されたランファン・プランに基づき、記念軸と広大なオープンスペースを都市構造の中心に据えていることが特徴であり、公園・緑地は都市景観と国家象徴の両面を担う存在となっている。

(2) ナショナル・モールの概要

ワシントン D.C.を代表する公園として、ナショナル・モールが存在する。ナショナル・モールは、連邦議会議事堂からリンカーン記念堂に至る全長約 3 km の広大なオープンスペースであり、面積は約 146 ヘクタール (約 1.46 km²) に及ぶ。芝生広場、並木道、池、記念碑、博物館群が連続的に配置されており、都市公園であると同時に、国家的記念空間として位置づけられている。この空間は、

- 日常的な散策・観光
- 博物館利用
- 国家行事・記念式典
- 大規模集会・デモ・式典

など、極めて多様な用途に利用されている点に大きな特徴がある。

(3) 管理主体と運営体制

¹²⁴ Friends of rittenhouse 「Rittenhouse Square」

[<https://www.friendsofrittenhouse.org/>] (最終検索日：2026 年 2 月 5 日)

ナショナル・モールの管理主体は、National Park Service (NPS) である。すなわち、ワシントン D.C. に位置してはいるものの、市政府 (DC 政府) が管理している市立公園ではなく、連邦政府が直接管理する国立公園ユニットとして位置づけられている。ナショナル・モールは、NPS の下部組織である National Mall and Memorial Parks¹²⁵ によって管理されており、

- 土地・施設の保全
- 利用ルールの設定
- イベント・集会・デモの許可
- 記念碑・博物館周辺の景観管理

などについて、連邦レベルで一元的に運営されている。この点において、ニューヨーク市 (市が管理し、NPO が実質運営を担う公園) や、シカゴ (市の特別区 (CPD) が直接運営)、フィラデルフィア (市管理+市民団体の補完) とは異なり、ワシントン D.C. のナショナル・モールは、最も「公的色の強い」公園管理モデルであるといえる。

(4) 公園内での主な取組・利用形態

ナショナル・モールにおける取組は、娯楽性や商業性よりも、公共性・象徴性・政治性が前面に出ている点が特徴である。代表的な利用形態として、大統領就任式、国家追悼行事、大規模市民集会・デモ (市民権運動、反戦運動、環境運動等)、記念碑・博物館を核とした教育・観光利用が挙げられる。イベント実施にあたっては、営利イベントは原則として想定されておらず、使用許可は「表現の自由」「公共利用」という憲法上の価値を重視して運用されている。このため、スポンサー型イベントや商業的マーケットはほとんど見られず、芝生空間の保全や景観維持が最優先事項とされている。



(図6) ナショナル・モールの様子¹²⁶

¹²⁵ National Mall and Memorial Parks 「About Us」

[<https://www.nps.gov/aboutus/index.htm>] (最終検索日：2026年2月5日)

¹²⁶ 2024年4月12日、ナショナル・モールにて筆者撮影。

以上、本付録では、ニューヨーク市以外の都市における公園運営の事例として、シカゴ、ミネアポリス、フィラデルフィア、ワシントン D.C. の 4 都市を取り上げ、それぞれの代表的な公園を中心に、管理主体や運営体制、取組内容を整理してきた。ニューヨーク市の事例も含め各都市における公園整備の在り方を表 1 に整理する。

(表 1) 各都市における公園整備の比較

都市	管理主体	運営モデルの基本構造
ニューヨーク市	NYC Parks (市)	公民連携型：市が法的管理主体、NPO が実質運営
シカゴ	Chicago Park District (特別区)	行政主導型：特別区が直接運営
ミネアポリス	Minneapolis Park and Recreation Board (独立自治体)	準独立行政型：市から独立した公園委員会が運営
フィラデルフィア	PPR (市) + Friends 組織	市民補完型：市管理 + 市民団体支援
ワシントン D.C.	National Park Service (連邦)	連邦直轄型：国家管理・一元運営

各都市を比較すると、米国における公園運営は大きく 3 つの方向性に整理できる。

まず、「民間・NPO・市民の関与の位置づけ」である。ニューヨーク市では、特定の公園においてコンサーバンシー等が実質的な日常運営を担う分権的モデルが定着しているのに対し、シカゴやミネアポリスでは、公的主体が直接運営を担い、民間や市民の関与は補完的に位置づけられている。フィラデルフィアでは、Friends 団体など市民組織が日常的な支援を行う中間的な形態がみられ、都市ごとに関与の深さと役割分担は大きく異なる。

続いて、「イベント実施や収益活用に対する考え方」である。ニューヨーク市では、スポンサーや寄付を活用した大規模イベントが公園運営の一部として組み込まれている一方、シカゴやミネアポリスでは、文化イベントは多く実施されているものの、公共性を重視した無料提供が基本であり、収益確保を主目的とする位置づけではない。また、フィラデルフィアの公園では、地域向けの小規模イベントや日常的な集いが中心であり、イベントはあくまでコミュニティ形成の延長線上に位置づけられている。ワシントン D.C. においては、象徴性や景観保全の観点から、商業的活用はより抑制的である。

最後に、「公園の都市における位置づけ」である。ニューヨーク市やシカゴでは、公園は都市の魅力や競争力を高める「都市資源」として位置づけられ、文化・観光・経済活動と結びついた活用が進められている。一方、フィラデルフィアでは、公園は観光資源というよりも「地域の日常空間」としての性格が強く、住民の憩い、交流、健康を支える身近な公共空間として機能している。また、ミネアポリスでは、公園は都市の自然環境を支える基盤であり、河川・森林・緑地ネットワークと一体となった「生活インフラ」として位置づけられており、ワシントン D.C. では国家的象徴空間としての性格が際立っている。

このように、米国の公園整備においては、各都市が自らの規模、歴史、制度等に応じて、公園の管理主体や関与のあり方を選択している。日本の自治体においても、特定の都市モデルをそのまま当てはめるのではなく、地域の規模や制度、担い手の状況に応じた関わり方を模索していくことが求められる。ニューヨーク市の事例と併せて、こうした多様な姿を参照することで、公園をめぐる取組の幅を考える手がかりとなるのではないだろうか。

【執筆者】 一般財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所
所長補佐 岡本 良太（岡山県備前市派遣）

参考文献

第1章

- ・ 国土交通省関東地方整備局「国営公園とは？都市公園とは？」
[https://www.ktr.mlit.go.jp/city_park/machi/city_park_machi00000005.html]（最終検索日：2026年1月27日）
- ・ 一般財団法人浜松公園緑地協会「公園とは…公園の種類や分類」[<https://hamapark.or.jp/f-park/park-2/park.html>]（最終検索日：2026年1月27日）
- ・ 総務省自治行政局行政経営支援室「指定管理者制度について（2024年4月26日公表）」[https://www.soumu.go.jp/main_content/000949342.pdf]（最終検索日：2026年2月26日）
- ・ U.S. National Park Service「Organic Act of 1916 - Great Basin National Park」[<https://www.nps.gov/grba/learn/management/organic-act-of-1916.htm>]（最終検索日：2026年1月27日）
- ・ U.S. National Park Service「National Park System」
[<https://www.nps.gov/aboutus/national-park-system.htm>]（最終検索日：2026年1月27日）
- ・ 「California Public Resources Code (2025)」
[https://california.public.law/codes/public_resources_code]（最終検索日：2026年1月27日）
- ・ NYS Parks, Recreation & Historic Preservation「State Parks」
[<https://parks.ny.gov/visit/state-parks?keywords=®ion%5BNew+York+City%5D=New+York+City>]（最終検索日：2026年1月27日）
- ・ NYS Parks, Recreation & Historic Preservation「New York State Parks, Recreation & Historic Preservation」[<https://parks.ny.gov/>]（最終検索日：2026年1月27日）
- ・ 「New York Parks, Recreation and Historic Preservation Law (2026)」
[https://newyork.public.law/laws/n.y._parks._recreation_and_historic_preservation_law]（最終検索日：2026年1月27日）

第2章

- ・ NYC Parks「List of New York City Parks」
[<https://www.nycgovparks.org/park-features/parks-list>]（最終検索日：2026年1月27日）
- ・ NYC Parks「Park」[<https://www.nycgovparks.org/parks/park-x056?utm>]（最終検索日：2026年1月27日）
- ・ NYC Parks「Special Initiative for Rebuilding and Resiliency-Parks（2013年6月11日発行）」

- [https://www.nyc.gov/assets/sirr/downloads/pdf/Ch_11_Parks_FINAL_singles.pdf] (最終検索日：2026年1月27日)
- ・ Trust for Public Land 「THE ECONOMIC BENEFITS OF PARKS IN New York City (2025年5月発行)」 [https://www.tpl.org/wp-content/uploads/2022/09/033022_Economic-Benefits-NYC_Final_v2.pdf] (最終検索日：2026年1月27日)
- ・ Trust for Public Land 「ParkScore Home」 [<https://www.tpl.org/parkscore>] (最終検索日：2026年1月27日)
- ・ Trust for Public Land 「ParkServe® for New York, NY - TPL」 [<https://www.tpl.org/city/new-york-new-york>] (最終検索日：2026年1月27日)
- ・ Trust for Public Land 「2025 Park Score Index (2025年5月発行)」 [https://parkserve.tpl.org/downloads/pdfs/New%20York_NY.pdf] (最終検索日：2026年1月27日)
- ・ Trust for Public Land 「A SPECIAL REPORT Parks: The Great Unifiers (2025年5月発行)」 [https://www.tpl.org/wp-content/uploads/2025/05/Parks_The_Great_Unifiers_TPL_Special_Report_2025.pdf] (最終検索日：2026年1月27日)
- ・ 「City Charter Chapter 21: Department of Parks and Recreation」 [<https://codelibrary.amlegal.com/codes/newyorkcity/latest/NYCcharter/0-0-6536>] (最終検索日：2026年1月27日)
- ・ 「New York City Administrative Code Chapter 1: Department of Parks and Recreation」 [<https://codelibrary.amlegal.com/codes/newyorkcity/latest/NYCAadmin/0-0-0-29901>] (最終検索日：2026年1月27日)
- ・ 「The Rules of the City of New York Chapter 1: Use of Parks」 [<https://codelibrary.amlegal.com/codes/newyorkcity/latest/NYCrules/0-0-0-87693>] (最終検索日：2026年1月27日)
- ・ NYC Parks 「About Parks」 [<https://www.nycgovparks.org/about?utm>] (最終検索日：2026年1月28日)
- ・ NYC Parks 「ADA Transition Plan (2025年5月28日発行)」 [https://www.nycgovparks.org/pagefiles/209/2025-05-28-Transition-Plan-Final-For-Publishing_68387eab34b93.pdf] (最終検索日：2026年1月28日)
- ・ NYC 「NYC-Organizational-Chart」 [<https://www.nyc.gov/assets/home/downloads/pdf/office-of-the-mayor/misc/NYC-Organizational-Chart.pdf>] (最終検索日：2026年2月4日)

- ・ NYC Parks 「Community Input Meetings」
[<https://www.nycgovparks.org/events/community-input>]（最終検索日：2026年1月28日）
- ・ NYC Parks 「Capital Project Tracker」
[<https://www.nycgovparks.org/planning-and-building/capital-project-tracker>]（最終検索日：2026年1月28日）
- ・ NYC Parks 「New York City Department of Parks & Recreation」
[<https://www.nycgovparks.org/>]（最終検索日：2026年1月28日）
- ・ NYC Parks 「Divisions」 [<https://www.nycgovparks.org/about/divisions>]
（最終検索日：2026年1月28日）
- ・ Central Park Conservancy 「Governance」
[<https://www.centralparknyc.org/governance>]（最終検索日：2026年1月28日）
- ・ NYC 「BIDs - SBS」
[<https://www.nyc.gov/site/sbs/neighborhoods/bids.page>]（最終検索日：2026年1月28日）
- ・ 島田智里「第9回 米国 NY市のユニークな公民連携による公園管理（その1） | 新・公民連携最前線 | PPP まちづくり（2019年5月16日発行）」
[<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/032300072/050800010/?P=4>]
（最終検索日：2026年1月28日）
- ・ NYC Parks 「Free Summer Movies」
[https://www.nycgovparks.org/events/free_summer_movies]（最終検索日：2026年1月28日）
- ・ Central Park Conservancy 「Reservoir」
[<https://www.centralparknyc.org/locations/reservoir>]（最終検索日：2026年1月28日）
- ・ NYC 「East Side Coastal Resiliency」
[<https://www.nyc.gov/site/escr/index.page>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ NYC 「Construction Project Areas for East Side Coastal Resiliency」
[<https://www.nyc.gov/site/escr/project-updates/project-updates.page>]（最終検索日：2026年2月26日）
- ・ NYC 「Resiliency and Flood Protection」
[<https://www.nyc.gov/site/escr/about/resiliency-and-flood-protection.page>]（最終検索日：2026年2月26日）

- ・ Bryant Park Corporation 「Bryant Park NYC」 [<https://bryantpark.org/>]
(最終検索日：2026年1月28日)
- ・ Bryant Park Corporation 「History」 [<https://bryantpark.org/the-park/history>] (最終検索日：2026年1月28日)
- ・ Bryant Park Corporation 「About Us」 [<https://bryantpark.org/?/about-us>] (最終検索日：2026年1月28日)
- ・ Bryant Park Corporation 「Bryant Park Corporation and Bryant Park Management Corporation Consolidated Financial Statements (2024年6月30日発行)」
[https://bryantpark.org/assets/uploads/documents/general/FY24_BryantParkCorporationandBryantParkManagementCorporation_FS.pdf] (最終検索日：2026年1月28日)
- ・ Bryant Park Corporation 「Bryant Park Movie Series Perseveres」
[<https://bryantpark.org/blog/bryant-park-movie-series-perseveres>] (最終検索日：2026年1月28日)
- ・ Bryant Park Corporation 「Paramount+ Movie Nights at Bryant Park NYC」 [<https://bryantpark.org/activities/movie-nights>] (最終検索日：2026年1月28日)
- ・ Bryant Park Corporation 「Ice Skating, Holiday Shops, The Lodge, and much more at New York City's Bryant Park」
[<https://bryantpark.org/activities/bank-of-america-winter-village-at-bryant-park>] (最終検索日：2026年1月28日)

第4章

- ・ NYC Parks 「Press Releases」 [<https://www.nycgovparks.org/news/press-releases?id=22250&utm>] (最終検索日：2026年2月4日)
- ・ NYC Parks 「GreenThumb Main Page」
[<https://www.nycgovparks.org/greenthumb>] (最終検索日：2026年2月4日)
- ・ NYC Parks 「Join the Celebration of Community Gardening this Season」
[<https://newsletters.nycgovparks.org/index.php?action=social&c=6c42b03ef24ab04cafe5e3e55949ebb6.116445&utm>] (最終検索日：2026年2月4日)
- ・ Central Park Conservancy 「Institute for Urban Parks (2014年10月23日発行)」 [<https://assets.centralparknyc.org/pdfs/institute/p2p-events/CPC-Seminar-2014-10-23-Volunteers.pdf?utm>] (最終検索日：2026年2月4日)
- ・ NYC Parks 「HUB site - TreesCount2025」 [<https://treescount-2025-nyc.hub.arcgis.com/>] (最終検索日：2026年2月4日)

- ・ NYC Parks 「Volunteer」
[<https://www.nycgovparks.org/events/volunteer>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ NYC Parks 「Tree Count 2025」 [<https://treescount-2025-nyc.hub.arcgis.com/>]（最終検索日：2026年2月26日）
- ・ Central Park Conservancy 「About Us」
[<https://www.centralparknyc.org/about>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ Central Park Conservancy 「Annual Report 2024（2024年12月11日発行）」
[https://s3.amazonaws.com/assets.centralparknyc.org/media/documents/AnnualReport_20241211_Final.pdf]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ Bryant Park Corporation 「Bryant Park Yoga」
[<https://bryantpark.org/activities/yoga>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ Bryant Park Corporation 「Broadway in Bryant Park」
[<https://bryantpark.org/activities/broadway-in-bryant-park>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ Bryant Park Corporation 「Free Summer Music, Dance, and Theatre Performances in NYC」 [<https://bryantpark.org/activities/picnic-performances>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ Central Park Conservancy 「Adopt-A-Bench」
[<https://www.centralparknyc.org/giving/adopt-a-bench>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ Central Park Conservancy 「Corporate "Day in the Dirt"」
[<https://www.centralparknyc.org/volunteer/corporate-volunteering>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ Central Park Conservancy 「Corporate Partner Program」
[<https://www.centralparknyc.org/corporate>]（最終検索日：2026年2月4日）

第5章

- ・ 内閣府「令和7年版高齢社会白書（2025年7月発行）」
[https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf_index.html]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ 富山市「コンパクトなまちづくり」
[<https://www.city.toyama.lg.jp/shisei/machizukuri/1015125/1006102.html>]
]（最終検索日：2026年2月4日）

- ・ 前橋市『『デジタルグリーンシティ前橋』について』
[<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/seisaku/seisakusuishin/gyomu/5/36031.html>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ 国土交通省「公園とみどり：Park-PFI等の活用」
[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000059.html]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ 国土交通省「公募設置管理制度（Park-PFI）の活用状況（2025年3月31日時点）」[<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001890751.pdf>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ 国土交通省「Park-PFI事例集」
[<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001903705.pdf>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ 国土交通省「公園とみどり：Park-PFI等の活用」
[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000059.html]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ 国土交通省「都市公園法運用指針（第7版）」
[<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001753336.pdf>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ Swank Motion Pictures「Parks and Recreation Centers Movies」
[<https://www.swank.com/parks-recreation/>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ Criterion Pictures USA「Parks and Recreation」
[<https://www.criterionpicusa.com/>]（最終検索日：2026年2月4日）

付録

- ・ Chicago Park District「About the Chicago Park District」
[<https://www.chicagoparkdistrict.com/about-chicago-park-district>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ Chicago Park District「Chicago Park District Code」
[<https://www.chicagoparkdistrict.com/chicago-park-district-code>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ Chicago Park District「Event Finder」
[<https://www.chicagoparkdistrict.com/events>]（最終検索日：2026年2月4日）
- ・ Minneapolis Park & Recreation Board「About Us」
[<https://www.minneapolisparcs.org/about-us/>]（最終検索日：2026年2月4日）

- ・ Minneapolis Park & Recreation Board 「Minnehaha Regional Park」
[https://www.minneapolisparcs.org/parks-destinations/parks-lakes/minnehaha_regional_park/] (最終検索日：2026年2月5日)
- ・ City of Philadelphia 「Philadelphia Parks & Recreation」
[<https://www.phila.gov/departments/philadelphia-parks-recreation/>] (最終検索日：2026年2月5日)
- ・ Friends of Rittenhouse 「About Us」
[<https://www.friendsofrittenhouse.org/about>] (最終検索日：2026年2月5日)
- ・ Friends of Rittenhouse 「Rittenhouse Square」
[<https://www.friendsofrittenhouse.org/>] (最終検索日：2026年2月5日)
- ・ National Mall and Memorial Parks 「About Us」
[<https://www.nps.gov/aboutus/index.htm>] (最終検索日：2026年2月5日)